

2027 年 4 月入学者用の入学案内・募集要項です。

データファイルでは「志望動機書」「小論文」は省略しています。

冊子をご希望の方は、

以下、URL から資料を請求してください。

<https://form.e-v-o.jp/media/jcsw/standard/step1>

2027 入学案内・募集要項

日本社会事業大学通信教育科 精神保健福祉士養成課程

短期養成課程

9ヶ月



目次

課程紹介

精神保健福祉士とは / 精神保健福祉士資格の取得ルート	1
7つの魅力	2
課程主任	4
指導教員	5
修了生からのメッセージ	8
日本社会事業大学でのキャリアアップ	9
精神保健福祉士短期養成課程（学習内容・スクーリングの日程・学費 等）	10
ソーシャルワーク実習（相談援助業務の経験がない方が履修）	13
実習施設	14
経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン	20

入試情報

精神保健福祉士短期養成課程 募集要項	21
精神保健福祉士短期養成課程 出願書類一覧	22
基礎科目について	28
精神保健福祉士短期養成課程 出願方法	29
コード一覧（都道府県／職種名／勤務先種別）	32
指定施設における相談援助業務の範囲	34
出願書類 記入例	42

出願書類 ※ 出願に必要な書類のみミシン目に沿って切り取って使用すること。

2027年度 精神保健福祉士短期養成課程入学申込書

志望動機書

小論文

推薦書

相談援助の実務経験申告書

実務経験証明書(兼 実務経験見込証明書)

基礎科目履修(見込)証明書

実習生個人票

実習配属調査票

封筒貼付用シート

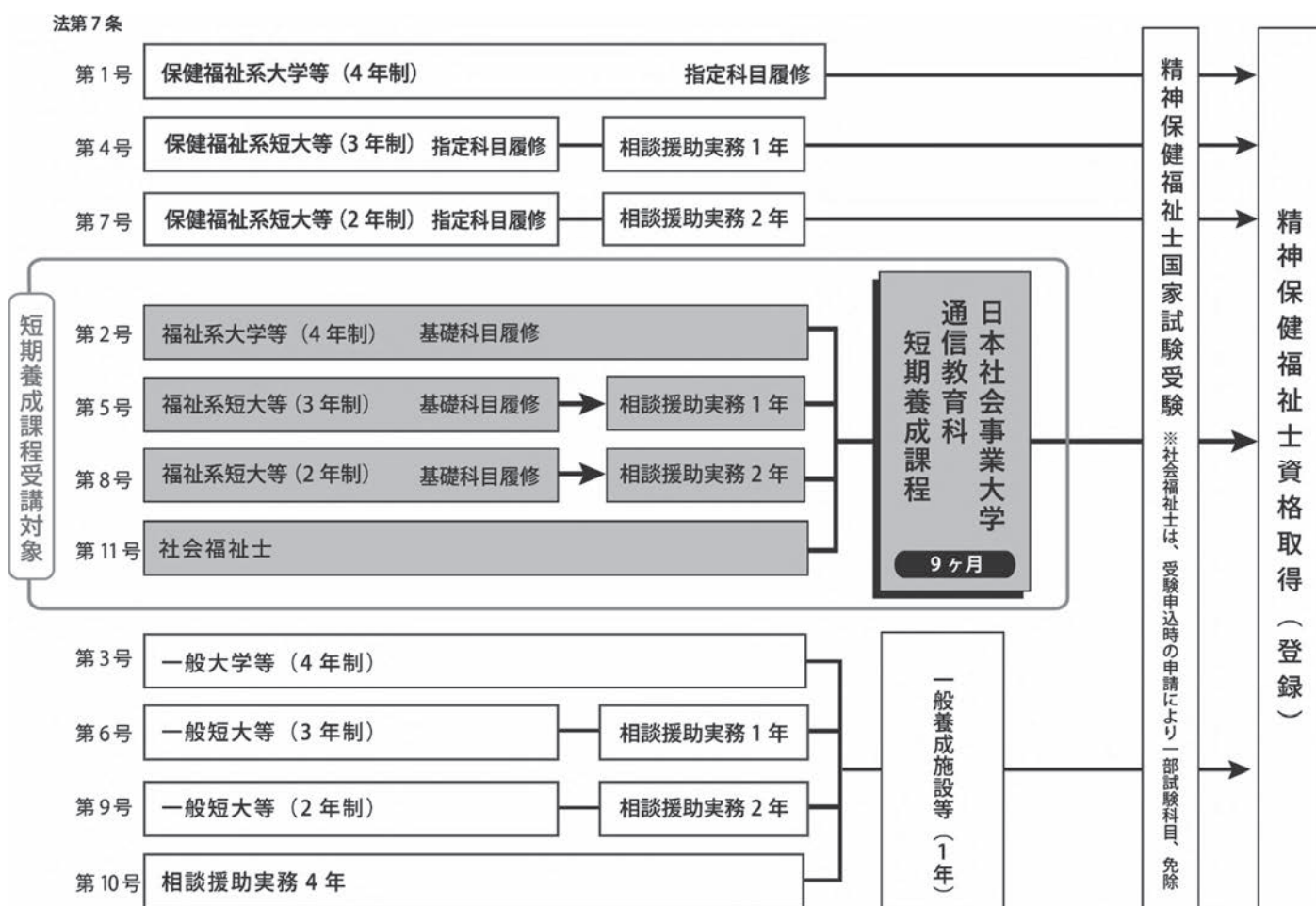
学習・授業に関する Q&A

精神保健福祉士とは

「第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。」(精神保健福祉士法第二条の定義による。)

精神保健福祉士資格の取得ルート

本課程の場合、**短期養成課程(9ヶ月)** がございます。下記の図からご自身の経歴に当てはめて、受講対象となるのか確認しましょう。



指定科目履修 とは、精神保健福祉士の指定科目をすべて履修し修了すること。

基礎科目履修 とは、精神保健福祉士の基礎科目をすべて履修し修了すること。

相談援助実務 については、34～41ページの指定施設における相談援助業務の範囲をご確認ください。

ご不明点がございましたら日本社会事業大学通信教育科にお電話でお問い合わせください。

7つの魅力



全国平均を上回る国家試験合格率・修了率

本課程の魅力はなんといっても全国トップクラスの国家試験合格率、そして修了率の高さです。

精神保健福祉士短期養成課程 2025年度国家試験合格率 **96.9%** 2025年度修了率 **92.3%**

例年、全国平均を大きく上回る合格率を誇っています。 ※ 2025年度 全国合格率 78.2%

修了後も国家試験合格に向けてのサポートを行っています。

土日祝日を活用したスクーリング日程

土・日・祝日を利用したスクーリング日程で職場への負担を軽減できます。本学通信教育科では、対面によるスクーリングを実施しています。本学では、現在に至るまでの長きに渡る養成教育の経験から、対面によるコミュニケーションを通じて学ぶことが大切であると考えています。スクーリングによって教員と学生、学生同志がお互いに顔を合わせ、意見を交わしながら学びを深めて行くという経験を重視しているからです。対人援助職であるソーシャルワーカーの養成教育には、実際にさまざまな他者とのかかわり、そのかかわりを省察する過程が欠かせないと考えます。

日本社会事業大学の教授陣・現場経験のある講師陣による充実した教育

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「面接授業概要」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面でのスクーリングを行います。

自宅学習による通信教育は、指定規則に定められた科目ごとの学習設定学期にレポート提出をしていただきます。学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。

大学が運営する通信教育科

本課程では通信教育科の学生にも学部・大学院・社会事業研究所等が実施している様々な学びの場をご案内しています。特に、専門職大学院の講義を聴講できる「専門職大学院連携オプション講座」は人気です。本課程を修了後は、精神保健福祉士を取得した後に社会福祉士にチャレンジしたり、専門職大学院や研究大学院にチャレンジしたりする方もいらっしゃいます。(9ページ参照)

専門実践教育訓練給付制度等の経済的サポート

本課程では学びたいという学生の経済的な負担を軽減する制度や提携ローンをご案内しています。

教育訓練給付制度： 本課程は厚生労働省からの専門実践教育訓練給付制度の対象講座に指定されています。

提携教育ローン： 他の教育ローンに比したメリット ①手数料率が優遇 ②WEB申込可能 ③多様な返済方法

大学の附属図書館の利用が可能

社会福祉の専門図書を多数所蔵していることで有名な本学附属図書館を受講生は利用することができます。

遠方の方はOPAC(Online Public Access Catalog)を利用して自宅から蔵書を検索し、郵送で図書を借りることができます。戦前の貴重な図書・資料とともに、戦後の社会福祉の重要な図書・資料も豊富に所蔵しており、現在の蔵書数は26万点にも達しています。スクーリングの際に利用したり、レポートの作成時に利用したりする受講生が多くいらっしゃいますので、是非利用してください。

全国に広がる卒業生のネットワーク

通信教育科の学生も日本社会事業大学同窓会へ入会することができます。

本学同窓会は、戦前の中央社会事業協会研究生を出発点として、日本社会事業学校研究科・専修科、専門学校、短期大学、学部の卒業生、通信教育科の修了生で組織されており、同窓会や大学の歩み、会員の活動などの情報発信や学生支援などに取り組んでいます。同窓会に入会することで、全国各地で活躍する2万2千人を超える本学同窓生とのネットワークに繋がり、情報交換や交流を深めることができます。

課程主任

精神保健福祉士短期養成課程 酒本 知美

課程紹介



本課程は9ヶ月で精神保健福祉士の国家試験取得を目指します。9ヶ月という限られた時間の中で、多くの学びが提供できるようサポートしたいと考えています。精神保健福祉が対象とする領域は幅広いため、学びの中から多くの興味・関心に出会っていただけたらと考えています。ソーシャルワークの専門職としての価値観についても一緒に考えていきたいと思っています。

◆略歴 2007年立教大学コミュニティ福祉研究科博士課程前期課程修了。白梅学園短期大学保育科助教を経て2016年より現職。

◆主な研究分野 生活保護制度と精神障害者支援、若者支援、戦争孤児の戦後史研究-著書『精神科病院と地域支援者をつなぐみんなの退院促進プログラム』(共著、ミネルヴァ書房)／『戦争孤児たちの戦後史』(共著、吉川弘文館)

◆担当科目 ソーシャルワークの理論と方法(専門)／ソーシャルワーク演習(精神専門)／ソーシャルワーク実習指導(精神専門)／ソーシャルワーク実習(精神専門)

指導教員

科目名	指導教員	
精神医学と精神医療	今村 弥生	川崎市健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
現代の精神保健の課題と支援	竹内 真弓	まゆこころのクリニック 院長
	大島 なつめ	さぎぬま公園クリニック公認心理士
	河上 幸子	代々木病院医師
ソーシャルワークの理論と方法	新藤 健太	本学准教授
	石川 直央	相談支援ひいらぎ 相談支援専門員
	鵜 領太郎	静岡福祉大学講師
	浦野 由佳	東洋大学福祉社会デザイン学部助教
	大原 さやか	本学通信教育科非常勤講師
	樋渡 しおり	西山クリニック精神保健福祉士
	山下 真史	NPO 法人ネオ理事長
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	酒本 知美	本学通信教育科准教授
	賛川 信幸	本学教授
	島津屋 賢子	本学研究員
	石川 直央	相談支援ひいらぎ 相談支援専門員
	浦野 由佳	東洋大学福祉社会デザイン学部助教
	大原 さやか	本学通信教育科非常勤講師
	降屋 由美子	港区立精神障害者支援センター あいはーと・みなの
	山下 真史	NPO 法人ネオ理事長
精神保健福祉の原理	古屋 龍太	本学名誉教授
	鵜 領太郎	静岡福祉大学講師
	浦野 由佳	東洋大学福祉社会デザイン学部助教
	大原 さやか	本学通信教育科非常勤講師
	大山 早紀子	川崎医療福祉大学講師
	國重 智宏	帝京平成大学准教授
精神障害リハビリテーション論	賛川 信幸	本学教授
	島津屋 賢子	本学研究員
	石川 直央	相談支援ひいらぎ 相談支援専門員
	上田 将史	NPO 法人志木市精神保健福祉をすすめる会理事長
	大山 早紀子	川崎医療福祉大学講師
	川部 有紀	NPO 法人東京フレンズ精神保健福祉士
	降屋 由美子	港区立精神障害者支援センター あいはーと・みなの
	山下 真史	NPO 法人ネオ理事長
精神保健福祉制度論	三澤 孝夫	本学通信教育科非常勤講師
	島津屋 賢子	本学研究員
	上田 将史	NPO 法人志木市精神保健福祉をすすめる会理事長
	北本 明日香	田園調布学園大学准教授
	樋渡 しおり	西山クリニック精神保健福祉士

指導教員

科目名	指導教員	
ソーシャルワーク演習(専門)	酒本 知美	本学通信教育科准教授
	新藤 健太	本学准教授
	興津 純	株式会社 WithLiving えつくるす(就労継続支援 B 型事業所) 精神保健福祉士
	北本 明日香	田園調布学園大学准教授
	國重 智宏	帝京平成大学准教授
	小林 由美子	社会福祉法人多摩棕櫚亭協会
	鈴木 あおい	武蔵野大学人間科学部非常勤講師
	添田 雅宏	東京通信大学助教
	竹内 壮志	医療法人財団青溪会駒木野病院ソーシャルワーカー
	三木 良子	帝京科学大学准教授
	森田 真希	NPO 法人多摩在宅支援センター円
ソーシャルワーク実習指導	酒本 知美	本学通信教育科准教授
	島津屋 賢子	本学研究員
	鈴木 あおい	武蔵野大学人間科学部非常勤講師
	三澤 孝夫	本学通信教育科非常勤講師
ソーシャルワーク実習	酒本 知美	本学通信教育科准教授
	島津屋 賢子	本学研究員
	新藤 健太	本学准教授
	賛川 信幸	本学教授
	古屋 龍太	本学名誉教授
	岩井 佑美	本学通信教育科非常勤講師
	岩見 祐亮	郡山市保健所保健・感染症課主任
	石上 るみ子	銚子こころクリニック
	上田 将史	NPO 法人志木市精神保健福祉をすすめる会理事長
	鵜 領太郎	静岡福祉大学講師
	大橋 雅啓	福島学院大学教授
	大山 早紀子	川崎医療福祉大学講師
	小川 知子	東京大学医学部附属病院
	興津 純	株式会社 WithLiving えつくるす(就労継続支援 B 型事業所) 精神保健福祉士
	川崎 裕彰	かわさき社会福祉士事務所
	北本 明日香	田園調布学園大学准教授
	北森 史哉	医療法人社団秦和会秦野病院 プロジェクト推進部部长
	古関 俊幸	NPO 法人心音会ほこあぼこ リバリティ管理者
	佐藤 由香莉	社会福祉法人 JHC 板橋会 JHC 志村
	塩津 博康	長野大学准教授
	下村 洋介	社会福祉法人てりてりかんばんにい
	鈴木 あおい	武蔵野大学人間科学部非常勤講師
	杉山 良春	一般社団法人そうごう相談室たいよう

指導教員

科目名	指導教員
ソーシャルワーク実習	関口 隆 本学通信教育科非常勤講師
	瀬戸口 和久 小石川メンタルクリニック精神保健福祉士
	添田 雅宏 東京通信大学助教
	田中 実里 社会福祉法人 JHC 板橋会
	津田 俊彦 本学通信教育科非常勤講師
	寺西 里恵 医療法人財団医王会医王ヶ丘病院地域連携部部長
	富田 靖英 医療法人圭愛会日立梅ヶ丘病院地域連携部副部长
	豊田 秀雄 本学通信教育科非常勤講師
	長見 英知 湘南精神保健福祉士事務所代表
	中村 淳 社会福祉法人みらい工房千葉市緑区障害者基幹相談支援センター
	新井山 克徳 医療法人財団青溪会駒木野病院 生活医療部 ソーシャルワーク科
	橋本 達志 日本医療大学ヒューマンデザイン学部共生社会デザイン学科講師
	橋本 みきえ 九州産業大学教授
	廣江 すみれ 米子市役所福祉保健部福祉政策課係長
	降屋 守 NPO 法人セカンドスペース理事
	松本 佑司 NPO 法人福聚会 ソーシャルワーク事務所そえしあ管理者
	三澤 孝夫 本学通信教育科非常勤講師
	三島 泰郎 医療法人社団碧水会長谷川病院
	道下 あかね ぎのわんメンタルクリニック副院長
	村松 瑛子 公益財団法人住吉偕成会サポートハウスとびら担当責任者
	森岡 直樹 障害者相談支援事業所ソキウス
	森田 真希 NPO 法人多摩在宅支援センター円
	山下 真史 NPO 法人ネオ理事長
	山城 涼子 医療法人晴明会糸満晴明病院地域医療リハビリ部部長
	吉澤 宏治 社会福祉法人埼玉医療福祉会

2026年度実績です。指導教員等変更になる場合があります。

修了生からのメッセージ



短期養成課程修了生 金澤 沙知 氏

地域包括支援センターで働いていると「精神疾患があって周りが迷惑をしているので入院させたい」という相談を受けることがあります。そのような時、精神保健福祉をきちんと学ぶ必要があるのではないかと常々思っていました。

常勤で働きながら、レポート、スクーリング、実習をするのは大変でしたが、新しい知識を得たり、知らない世界を知っていったりするのに夢中で、毎日があっという間に過ぎていきました。学んでいる中で、「精神疾患のある人も当然生活をする権利がある」「医療機関との連携の方法はこうすればスムーズだった」「精神科病院に入院して治療を受けてもらうことが目的ではなくその先の生活を考えることが大切だ」など新たな視点や考えが生まれたことはとても貴重な体験でした。

この9か月間は自分の人生や今までの仕事を見つめなおす時間でもありました。通信課程は孤独だと思われがちですが、担当の先生はいつも親身になって支えてくれ、国家試験に合格した時はすぐに先生に報告しました。その日のうれしさを忘れず、これからも学び続けていきたいです。



短期養成課程修了生 北沢 和也 氏

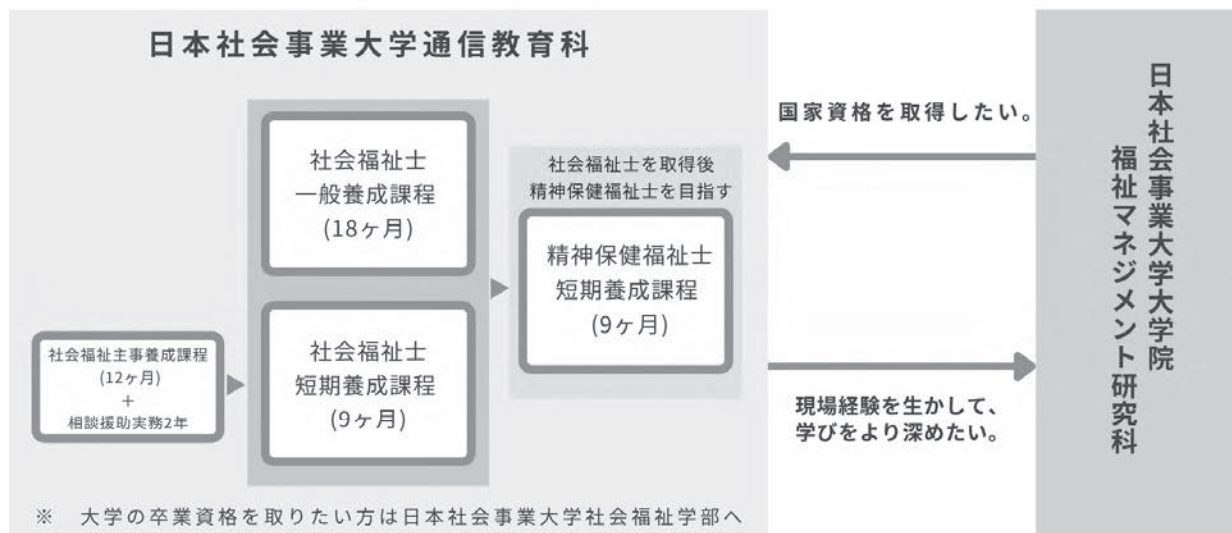
生活困窮者やひきこもりの方などの支援に従事しており、様々な生きづらさを抱える人と向き合う中、精神疾患を抱えながら生活する方々の相談が増え、その人らしい生活の実現ができるように専門知識や理解を深めたいと思い入学を決意しました。精神保健福祉の最前線で活躍されている先生から学ぶことができ、とても充実したカリキュラムでしたが、レポートの提出期限に追われるなど、仕事をしながらの学ぶ大変さも実感しました。

これまで、地域で暮らす方の支援をしていた自身にとって事業所や精神科病院での現場実習で、実際に関わりを持てたことは貴重な経験となり、自分自身の疾病を自覚し、折り合いをつけていくこと、その見えづらい生きづらさを抱えながら向き合う姿を目の当たりにして、本人の可能性を信じ、地域や他の支援者に働きかけていくことの大切さと、専門職としての重みを自覚することができました。「私たちは病気ではなく人を見ること」指導者から学んだこの言葉を胸に、専門職としての実践をしていきたいと思っています。

日本社会事業大学でのキャリアアップ

日本社会事業大学通信教育科では、大学が運営する特色を生かし、通信教育科の各課程を修了された後の様々なキャリアアップをサポートします。

精神保健福祉士養成課程を修了後、精神保健福祉士を取得して社会福祉士を目指される方、研究大学院や専門職大学院へ進学する方もいます。



通信教育科の学生にも学部・大学院が実施している様々な学びの場をご案内しており、社会事業研究所の『社大福祉フォーラム』、専門職大学院の『連携オプション講座』、学長室が厚生労働省から委託を受けて実施する『包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修』等に参加することができます。

大学が運営する通信教育科だからこそそのサポートです！！

修了生の声

地域包括支援センターでケアマネージャーとして働いております。介護保険制度だけでなく様々な制度に関わっていく中で幅広い知識が必要であることに気づき、精神保健福祉士の取得を目標に社会福祉主事養成課程に入学しました。レポートはできるのだろうか勉強についていけるのだろうかなど不安はたくさんありました。レポートや学習方法は先生からポイントを押さえたコメントをもらったので解決することができました。その後、実務経験を積み、社会福祉士短期養成課程に入学。同じ目標を持つ年代の違う仲間と情報交換しながら進めていきました。社会福祉士の合格後は、目標としていた精神保健福祉士短期養成課程で学び、資格を取得しました。今後は成年後見について深く学んでいきたいと考えております。

あの時スタートして本当に良かったです。



社会福祉主事養成課程
社会福祉士短期養成課程
精神保健福祉士短期養成課程

修了生 神藤 智子 氏

精神保健福祉士短期養成課程

学習内容

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「面接授業概要」「ソーシャルワーク実習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面でのスクーリングの受講を行います。

通信教育によるレポートの添削指導

自宅学習による通信教育は、精神保健福祉士短期養成課程は9ヶ月の受講期間を2学期に分けて実施します。下記のとおり科目ごとの学習設定学期とレポート提出数は指定規則に定められているとおりです、なお、学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。万が一各学期のレポートが不合格、あるいは未提出の場合、スクーリングを欠席した場合、また「実習」が不合格か、あるいは行わなかった場合は、再履修願に基づき本科が許可した場合、一度に限り当該科目を再履修することができます。

学習スケジュール

月	学期	レポート	スクーリング	国家試験対策
4【入学】	1学期	7科目 7レポート 6月30日締切		
5				
6			第1回スクーリング	
7	2学期	8科目 8レポート 9月30日締切		
8				
9			第2回スクーリング	
10	国家試験 対策期間			国試対策講座 国家試験模擬試験
11			実習ありのみスクーリング	国家試験模擬試験
12【修了】				
1				
2				《国家試験受験》
3				合格発表

レポート科目一覧

提出期間	第1学期 (4月1日～6月30日) (7レポート)	第2学期 (7月1日～9月30日) (8レポート)
授業科目	精神医学と精神医療①	精神医学と精神医療②
	現代の精神保健の課題と支援①	現代の精神保健の課題と支援②
	精神保健福祉の原理①	精神保健福祉の原理②
	ソーシャルワークの理論と方法①	ソーシャルワークの理論と方法②
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)①	ソーシャルワークの理論と方法(専門)②
	精神保健福祉制度論	精神障害リハビリテーション論
	ソーシャルワーク演習(専門)①	ソーシャルワーク演習(専門)②
		ソーシャルワーク演習(専門)③

スクーリングの日程

スクーリングは2回に分けて実施します。

実習が必要な方

第1回スクーリング				第2回スクーリング			
2027年							
6/4	6/5	6/6	6/7	9/18	9/19	9/20	9/21
(金)	(土)	(日)	(月)	(土)	(日)	(月・祝)	(火)
開講式 科目未定	科目未定	ソーシャルワーク 演習	科目未定	科目未定	ソーシャルワーク 演習	科目未定	科目未定



第1回	第2回
2027年	
6/8	11/23
(火)	(火・祝)
ソーシャルワーク 実習指導	ソーシャルワーク 実習指導

スクーリングの内容

本課程では、本学の教員等によりスクーリング・レポート指導が行われます。特に、スクーリングは、対面での実施を重視しており精神保健福祉士国家試験に関する学習だけではなく、精神保健福祉の最新情報や理論を学ぶことができます。将来、精神保健福祉士として各分野で活躍される上で非常に役立つものとして構成しています。

なお、スクーリング期間中、スクーリング科目の理解度を評価するため、試験を実施します。

スクーリング会場

スクーリングの会場は、日本社会事業大学清瀬キャンパス(東京都清瀬市竹丘3-1-30/西武池袋線清瀬駅よりバスで約6分)となります。期間中、希望される方には「共立メンテナンス」が宿泊先の斡旋を行っています。

学費

	実習必要の方	実習必要の方	実習不要の方
		60時間免除	
入学金	30,000円	30,000円	30,000円
授業料	140,000	140,000円	140,000円
スクーリング参加費	50,000	50,000円	50,000円
実習費	250,000	180,000円	なし
保険料	4,000	4,000円	4,000
合計	474,000円	404,000円	224,000円

- ※ 精神保健福祉士短期養成課程(9ヶ月分)の費用です。
- ※ 社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修している方は実習時間が60時間免除されます。必ず出願時に必要書類を提出してください。
- ※ 上記学費に教科書代は含まれていません。

使用教科書(2026年度実績)

精神保健福祉士短期養成課程

『新・精神保健福祉士シリーズ』 7冊 『新・社会福祉士シリーズ』 1冊 弘文堂

実習が必要な方は『ソーシャルワーク実習・実習指導(精神専門)』が必要となります。

- ※ 出版社の都合等により価格、教科書が変更される場合があります。
- ※ 本課程にて一括で教科書を購入する場合、一般販売価格よりも安い価格で購入することができます。

ソーシャルワーク実習 (相談援助業務の経験がない方が履修)

ソーシャルワーク実習

本課程入学時(2027年4月1日)に指定施設(34～41ページ)において該当する職種で相談援助業務の実務経験を1年以上有していない方は、精神保健福祉援助実習の履修が必要です。

『ソーシャルワーク実習』が60時間免除される方

- ・ 社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修した者

『ソーシャルワーク実習』が免除される方については以下にご注意ください。

- ・ 入学後に記載内容が事実と反していることがわかり、実習免除が不可能になったり国家試験の合格が無効になったりした場合は、本課程ではその責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・ 『指定施設における相談援助業務の範囲』(34ページ以降参照のこと)にて、ご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうかご確認ください。
- ・ 入学申し込みの際、『実務経験証明書』と『相談援助の実務経験申告書』の提出が必要です。

◎ ソーシャルワーク実習の流れ(実習が必要な方のみ)

- 1 入学年のスクーリング(実習指導)にて、実習に関する指導をするため原則として、実習指導を受講する以前に実習を行うことはできません。実習は2027年6月下旬～11月下旬の期間に実施します。
- 2 実習時間数は以下の表のとおりとなります。

実 習 先	実習が必要な方	社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修している方
医 療 機 関	90 時間(約 2 週間)	90 時間(約 2 週間)
地域事業所	120 時間(約 3 週間)	60 時間(約 2 週間)
合 計	210 時間(約 5 週間)	150 時間(約 4 週間)

なお、実習日程につきましては、実習を希望する指定契約施設と調整の上、決定した後通知します。日程や、期間など希望に添えないことがあります。ご自宅の近くで調整はしますが、必ずしも地元にある指定契約施設で行えるとは限りません。ご了承ください。

また、医療機関実習(約2週間)と地域事業所実習(約3週間もしくは約2週間)は、それぞれ連続して行い、2ヶ所の実習は約1ヶ月間実習の期間をあけます。

- 3 実習時には、実習指導員が巡回し、実習指導を行います。
- 4 実習終了後、スクーリング(実習指導)にて事後指導を実施し、実習のまとめを行います。

実習施設

※ ここ3年以内に承諾いただいた実習施設です。次年度は実習施設の都合により配属できない場合もあります。
状況により新たに実習施設を追加する場合がありますが、希望を伺うことはできませんのでご了承ください。
首都圏(一都三県)以外の方は事前に説明会やお電話等でお問い合わせください。

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
北海道	精神科診療所	こころのリカバリー総合支援センター	札幌市
北海道	地域活動支援センター I 型・相談支援事業所	帯広生活支援センター	帯広市
北海道	障害福祉サービス事業	帯広ケア・センター	帯広市
北海道	就労継続支援(B型)事業所	こころカ・プロダクション	札幌市
青森県	精神科病院	弘前愛成会病院	弘前市
岩手県	共同生活援助	一体型共同生活介護事業所「のぞみ」	二戸郡一戸町
宮城県	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	パルいずみ	仙台市
秋田県	障害福祉サービス事業	地域生活支援センター のぞみ	横手市
秋田県	障害福祉サービス事業	生活訓練施設のぞみ	横手市
秋田県	精神科診療所	長信田の森心療クリニック	山本郡三種町
福島県	精神科病院	飯塚病院	喜多方市
福島県	精神科病院	新田目病院	いわき市
福島県	相談支援事業所	指定相談支援事業所コンサル	郡山市
茨城県	精神科病院	日立梅ヶ丘病院	日立市
茨城県	精神科病院	栗田病院	那珂市
茨城県	精神科病院	鹿島病院	鹿嶋市
茨城県	就労継続支援(B型)事業所	つくばライフサポートセンター みどりの	つくば市
茨城県	就労移行支援	どリーむ工房	つくば市
栃木県	精神科病院	朝日病院	小山市
栃木県	相談支援事業所	相談支援事業所さの	佐野市
栃木県	地域活動支援センター	下野市地域活動支援センターゆうがお	下野市
栃木県	地域活動支援センター	地域活動支援センターおやま	小山市
栃木県	総合病院(精神科)	佐藤病院	矢板市
群馬県	精神科病院	赤城高原ホスピタル	渋川市
群馬県	精神科病院	西毛病院	富岡市
群馬県	地域活動支援センター	くわのみハウス	高崎市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
埼玉県	就労継続支援(B型)事業所	グリーンドア	上尾市
埼玉県	精神科病院	南埼玉病院	越谷市
埼玉県	障害福祉サービス事業	夢工房翔裕園	鴻巣市
埼玉県	相談支援事業所	地域生活支援センター所沢どんぐり	所沢市
埼玉県	障害福祉サービス事業	サポートステーションやどかり	さいたま市
埼玉県	精神科病院	三ヶ島病院	所沢市
埼玉県	精神科病院	南飯能病院	飯能市
埼玉県	地域活動支援センター	地域活動支援センター 飛行船2号	所沢市
埼玉県	相談支援事業所	相談支援事業所いずみ	所沢市
埼玉県	精神科病院	浦和すずのきクリニック	さいたま市
埼玉県	総合病院(精神科)	丸木記念福祉メディカルセンター	入間郡毛呂山町
埼玉県	就労継続支援B型・生活訓練事業所	多機能型事業所 飛行船	所沢市
埼玉県	障害者就業・生活支援センター	障害者就業生活支援センターCSA	上尾市
埼玉県	相談支援事業所	浦和区障害者生活支援センターやどかり	さいたま市
千葉県	精神科病院	船橋北病院	船橋市
千葉県	地域活動支援センター	ピアセンターあかり	柏市
千葉県	精神科診療所	ひだクリニック	流山市
千葉県	精神科病院	中村古峽記念病院	千葉市
千葉県	精神科病院	磯ヶ谷病院	市原市
千葉県	障害福祉サービス事業	ワークショップかぶらぎ	佐倉市
千葉県	障害者支援施設	リホープ	佐倉市
千葉県	地域活動支援センター	たんぽぽセンター	柏市
千葉県	就労継続支援B型・生活訓練事業所	レーヴェン勝田台	八千代市
千葉県	相談支援事業所	パンプキンハウス	大網白里市
千葉県	総合病院(精神科)	大多喜病院	夷隅郡大多喜町
千葉県	相談支援事業所	佐倉市障害者生活支援センター「アシスト」	佐倉市
千葉県	就労移行支援	ユースキャリアセンター フラッグ	市川市
千葉県	就労移行支援	LITALICOワークス松戸西口中通	松戸市
千葉県	就労継続支援(B型)事業所	就労継続支援B型事業所 しおさい	銚子市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
東京都	地域活動支援センター	地域生活支援センタープラザ	府中市
東京都	精神科病院	駒木野病院	八王子市
東京都	精神科病院	吉祥寺病院	調布市
東京都	精神科病院	陽和病院	練馬区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	清瀬どんぐりの家	清瀬市
東京都	精神科病院	東京足立病院	足立区
東京都	地域活動支援センター I 型・相談支援事業所	地域生活支援センターこかげ	豊島区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	ジョブトレーニング事業所Ivy	豊島区
東京都	精神科病院	長谷川病院	三鷹市
東京都	障害福祉サービス事業	地域生活支援センタープラッツ	国分寺市
東京都	障害福祉サービス事業	就労移行支援事業所ピラス	国立市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	あさやけ第二作業所	小平市
東京都	精神科病院	東京青梅病院	青梅市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	三鷹ひまわり第一共同作業所	三鷹市
東京都	障害福祉サービス事業	巣立ち風	三鷹市
東京都	障害福祉サービス事業	ブレス中目黒	目黒区
東京都	地域活動支援センター	希望ヶ丘	調布市
東京都	地域活動支援センター	こうじや生活支援センター	大田区
東京都	精神科病院	武蔵野中央病院	小金井市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	こひつじ舎	調布市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	巣立ち工房	三鷹市
東京都	精神科病院	成増厚生病院	板橋区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	むうぷ中原	三鷹市
東京都	精神科診療所	小石川メンタルクリニック	文京区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	西府いこいプラザ	府中市
東京都	精神科病院	高月病院	八王子市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	JHC赤塚	板橋区
東京都	精神科病院	山田病院	西東京市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
東京都	障害福祉サービス事業	荒川ひまわり第2	荒川区
東京都	地域活動支援センター	文京地域生活支援センターあかり	文京区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	リサイクルわかくさ	八王子市
東京都	精神科病院	恩方病院	八王子市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	すみだ花工房	墨田区
東京都	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	銀杏企画三丁目移行分室	文京区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	WITH	練馬区
東京都	精神科病院	鶴が丘ガーデンホスピタル	町田市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	すのうべる	練馬区
東京都	その他(地域生活支援事業等)	すみだ地域生活支援センター友の家	墨田区
東京都	地域活動支援センター I 型・相談支援事業所	地域生活支援センターふれあいの郷	東村山市
東京都	就労継続支援(B型)事業所	たんぼぼひのセンター	日野市
東京都	自立訓練(生活訓練)事業所	リカバリーセンター転	立川市
東京都	生活介護	マイファーム	豊島区
東京都	精神科診療所	市ヶ谷ひもろぎクリニック	新宿区
東京都	障害福祉サービス事業	ジョブトレーニング事業所E.G.B.A	豊島区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	銀杏企画Ⅱ	文京区
東京都	就労継続支援(A型)事業所	フードサービス事業所	豊島区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	えごのみ	練馬区
東京都	就労継続支援(B型)事業所	Hot Job	練馬区
神奈川県	総合病院(精神科)	東横恵愛病院	川崎市
神奈川県	精神科診療所	横浜市総合保健医療センター	横浜市
神奈川県	精神科診療所	汐入メンタルクリニック	横須賀市
神奈川県	精神科病院	神奈川病院	横浜市
神奈川県	相談支援事業所	東南部障がい者地域相談支援センターおあしす	藤沢市
神奈川県	生活介護	いろえんぴつ	横浜市
神奈川県	就労継続支援(B型)事業所	就労継続支援B型 第1 藤沢ひまわり	藤沢市
神奈川県	障害者就業・生活支援センター	磯子区生活支援センター	横浜市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
新潟県	精神科病院	新潟県立精神医療センター	長岡市
新潟県	精神科病院	川室記念病院	上越市
新潟県	障害福祉サービス事業	自立訓練(生活訓練)事業所こころ場	上越市
新潟県	障害福祉サービス事業	つくし工房	上越市
新潟県	地域活動支援センター	地域生活支援センターこまくさ	糸魚川市
新潟県	生活介護	地域総合サービスセンターうらら長岡	長岡市
富山県	障害福祉サービス事業	ゆりの木の里就労支援センター	富山市
富山県	地域活動支援センター	ゆりの木の里相談支援センター	富山市
富山県	地域活動支援センターⅠ型・相談支援事業所	障害者社会復帰センターあゆみの郷 相談支援事業所サポート新川	魚津市
富山県	精神科病院	魚津緑ヶ丘病院	魚津市
石川県	精神科病院	松原病院	金沢市
石川県	地域活動支援センターⅠ型・相談支援事業所	ピアサポートいしびき	金沢市
石川県	相談支援事業所	相談支援事業所なんでも	鹿島郡中能登町
石川県	精神科病院	七尾松原病院	七尾市
福井県	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	サニーワークホーム	越前市
山梨県	精神科病院	日下部記念病院	山梨市
山梨県	精神科病院	山梨厚生病院	山梨市
山梨県	精神科病院	韮崎東ヶ丘病院	韮崎市
長野県	障害福祉サービス事業	ライフサポートりんどう	長野市
長野県	精神科病院	飯田病院	飯田市
長野県	相談支援事業所	ハートラインまつもと	松本市
長野県	地域活動支援センター	南信地域活動支援センター	飯田市
長野県	就労継続支援(B型)事業所	悠友ハウス	長野市
長野県	相談支援事業所	障害者相談支援センターポコアポコ	長野市
静岡県	精神科病院	鷹岡病院	富士市
静岡県	就労継続支援(B型)事業所	ふくろう	三島市
静岡県	就労継続支援(B型)事業所	いっぴく	富士市
静岡県	精神科病院	溝口病院	静岡市
静岡県	地域活動支援センター	静岡市支援センター なごやか	静岡市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
愛知県	精神科病院	紘仁病院	名古屋市
愛知県	自立訓練(生活訓練)事業所	生活訓練事業所あい	岡崎市
三重県	精神科病院	総合心療センターひなが	四日市
三重県	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	みのり工房	四日市
大阪府	障害福祉サービス事業	アンダンテ就労ステーション	堺市
兵庫県	障害福祉サービス事業	就労移行支援事業(創)C.A.C	神戸市
奈良県	就労継続支援(B型)事業所	就労支援事業所こもれび	天理市
鳥取県	精神科病院	米子病院	米子市
鳥取県	精神科病院	養和病院	米子市
島根県	精神科病院	島根県立こころの医療センター	出雲市
岡山県	障害福祉サービス事業	ワークステーション・コンドル	岡山市
岡山県	救護施設	浦安荘	岡山市
岡山県	総合病院(精神科)	岡山県精神科医療センター	岡山市
広島県	精神科病院	己斐ヶ丘病院	広島市
広島県	精神科病院	草津病院	広島市
山口県	自立訓練(生活訓練)事業所	ほっとホーム一歩社	下関市
山口県	精神科病院	柳井病院	柳井市
高知県	障害福祉サービス事業	さんかく広場	高知市
福岡県	地域活動支援センター I 型・相談支援事業所	地域生活支援センターのぞえの杜	久留米市
福岡県	障害福祉サービス事業	北九州市立浅野社会復帰センター	北九州市
福岡県	精神科病院	のぞえ総合心療病院	久留米市
熊本県	精神科病院	城ヶ崎病院	玉名市
熊本県	就労継続支援(B型)事業所	Worksみらい	熊本市
熊本県	地域活動支援センター	地域生活支援センターなでしこ	熊本市
宮崎県	精神科病院	宮崎若久病院	宮崎市
鹿児島県	地域活動支援センター	ゆらい	奄美市
沖縄県	精神科病院	田崎病院	那覇市
沖縄県	精神科病院	新垣病院	沖縄市

経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン

専門実践教育訓練給付金

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給する制度です。

①受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給。

②受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給。

③専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合には、①②に加え同経費の10%に相当する額(※)を追加で支給します。

※10%に相当する額の上限額は、年間8万円です。例えば、訓練期間が2年の場合16万円を、3年の場合24万円を限度として追加で支給します。

利用申請は入学の2週間前までに、各自ハローワークで行なう必要があります。

申請の詳細についてはこちらのホームページをご確認ください。

専門実践教育訓練の手続きについて

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

通信教育科「提携教育ローン」

入学予定者の入学時納入金の一時的な経済的負担を軽減することを目的とした、ローンです。一般の「教育ローン」とは異なり、「受講生」「学校」「銀行」の三者間での契約となるため、様々なメリットがあります。また、本課程では以下の提携教育ローン会社を利用することができます。

・株式会社オリエントコーポレーション「学費サポートプラン」

・三井住友カード株式会社「C-Web学費ローン」

このローン制度は学生の学費負担をサポートするものであり、ご利用は任意となります。

ご利用の際は、契約内容をよく理解した上でお申し込みください。

精神保健福祉士短期養成課程 募集要項

募集人数	150 名（推薦 30 名・一般 120 名）
対象地域	全国
出願資格	<p>◆推薦選考 次のA～D のいずれかに該当する者で、 現在所属している指定施設における相談援助業務に 1 年以上従事している者（区分 D は取得見込者を除く。）で、現在所属している施設・機関の理事長又は施設長若しくは事業所長（以下、理事長等）から推薦が得られる者（合格した際には必ず入学できる者）。 また、理事長等が自分を推薦して出願することはできない。</p> <p>◆一般選考 次のA～D のいずれかに該当する者。</p> <p>A. 福祉系 4 年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、または 3 月卒業見込の者</p> <p>B. 福祉系 3 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において 1 年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>C. 福祉系 2 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において 2 年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>D. 社会福祉士登録者である者（2027 年 3 月取得見込含む）</p> <p>※ 相談援助業務については 34～41 ページを参照のこと。</p> <p>※ 基礎科目については 28 ページを参照のこと。</p> <p>※ 区分 D の社会福祉士取得見込で受験された方で国家試験が不合格だった場合、入学取消となります。</p>
出願方法	<p>次のいずれかで行うこと。</p> <p>1. Web 出願（出願方法は 30 ページを参照のこと。）</p> <p>2. 手書き書類のみによる出願（出願方法は 31 ページを参照のこと。）</p>
募集期間	<p>第 1 期 2026 年 10 月 1 日（木）～2026 年 11 月 30 日（月）当日消印有効</p> <p>第 2 期 2026 年 12 月 1 日（火）～2027 年 1 月 31 日（日）当日消印有効</p> <p>第 3 期 2027 年 2 月 1 日（月）～2027 年 2 月 19 日（金）当日消印有効</p>
入学選考料	10,000 円 ※ 出願時（書類発送時）には支払いを完了すること。本学学部等卒業（修了）の場合は全額免除。
出願書類	出願資格によって異なるため、22～27 ページを参照のこと。
選考方法	書類選考
合格通知	<p>第 1 期 2026 年 12 月 23 日（水）発送</p> <p>第 2 期 2027 年 2 月 22 日（月）発送</p> <p>第 3 期 2027 年 3 月 8 日（月）発送</p>
入学手続締切日	<p>第 1 期 2027 年 1 月 20 日（水）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p> <p>第 2 期 2027 年 3 月 10 日（水）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p> <p>第 3 期 2027 年 3 月 18 日（木）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 推薦選考で受験する場合、小論文の提出が免除されます。 推薦で合格した場合、いかなる理由があっても辞退できません。 また、志願者についての責任は推薦者も同様に負うこととなります。 一旦納入された受験料・入学金は、理由のいかんにかかわらずお返しいたしませんので、ご了承ください。 学費納入後、万が一入学を辞退した者については 所定の申請用紙を 2027 年 3 月 31 日（必着）までに本科へ提出してください。 授業料等から振込手数料を引いた額を返還します。（推薦入試合格者除く） 出願書類に虚偽の記載があった場合、合格及び入学は取り消しとなります。 この場合の入学金及び授業料等は返還できません。 障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。 首都圏（一都三県）以外の方で実習の履修が必要な方は事前に説明会やお電話等でお問い合わせください。 実務経験の個別認定を希望する場合は第 1 期募集期間のみ受け付けます。 選考内容、可否理由に関する問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

精神保健福祉士短期養成課程 出願書類一覧

自身で作成される書類はもちろん、法人で作成される書類についても記入漏れや記入ミス等のないよう、丁寧な字で、注意事項等をよくご確認の上作成してください。

※1 Web 出願の場合はマイページの必要書類一覧よりダウンロードし、出力されたものに写真を貼付して提出してください。手書きの様式は使用しないでください。

※2 推薦選考の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となり、小論文の提出は不要です。

※3 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

☆ 本学学部・本学大学院・本学通信教育科を修了し、入学選考料全額免除を希望する方は卒業（修了）証明書を提出してください。

【区分A】福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、または3月卒業見込の者

実習が必要な方(実習60時間免除も含む)

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ④ 基礎科目履修(見込)証明書※3 | 写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。 |
| ⑤ 実習生個人票 | 実習先に提出するため、詳細に記入すること。 |
| ⑥ 実習配属調査票 | 実習配属の際に使用するため、詳細に記入すること。 |
| ⑦ 出身大学の卒業(見込)証明書※3 | 卒業証書の写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。 |
| ⑧ 社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」の履修証明書 | <u>社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修している方のみ提出。</u>
(実習60時間免除の詳細は13ページを参照のこと)
写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。 |
| ⑨ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
発行後6ヶ月以内のものを提出。 |

【区分A】福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、 または3月卒業見込の者

実習が不要な方

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
 - ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
 - ③ 小論文または推薦書※2 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。
 - ④ 相談援助の実務経験申告書 本人記入欄は丁寧な字で自筆すること。
代表者記入欄は自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと。
作成時は裏面も漏れなく確認すること。
 - ⑤ 実務経験証明書
(兼実務経験見込証明書)※3 出願者本人の自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は45ページ参照のこと)。
- 注意) 医療法に基づく病院・診療所での実務経験を提出される方は、
精神か病床を有している、もしくは精神科や心療内科を広告していることが記載された資料
(ホームページを出力したものやパンフレット等)を添付すること。
- ⑥ 基礎科目履修(見込)証明書※3 写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
 - ⑦ 出身大学の卒業(見込)証明書※3 卒業証書の写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
 - ⑧ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

- ※1 Web 出願の場合はマイページの必要書類一覧よりダウンロードし、出力されたものに写真を貼付して提出してください。
手書きの様式は使用しないでください。
- ※2 推薦選考の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となり、小論文の提出は不要です。
- ※3 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。
- ☆ 本学学部・本学大学院・本学通信教育科を修了し、入学選考料全額免除を希望する方は卒業（修了）証明書を提出してください。

**【区分B】福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者
（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、
厚生労働省の指定する施設において1年以上相談援助業務に従事した者**

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文または推薦書※2 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。 |
| ④ 相談援助の実務経験申告書 | 本人記入欄は丁寧な字で自筆すること。
代表者記入欄は自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと。
作成時は裏面も漏れなく確認すること。 |
| ⑤ 実務経験証明書
（兼実務経験見込証明書）※3 | 出願者自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと（詳細は45ページ参照のこと）。 |
- 注意）医療法に基づく病院・診療所での実務経験を提出される方は、
精神か病床を有している、もしくは精神科や心療内科を広告していることが記載された資料
（ホームページを出力したものやパンフレット等）を添付すること。
- | | |
|----------------|--|
| ⑥ 基礎科目履修証明書 | 写しは不可。 <u>発行後6ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑦ 出身短期大学の卒業証明書 | 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後6ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑧ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後6ヶ月以内</u> のものを提出。 |

**【区分C】福祉系 2 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者
(夜間・通信課程を卒業した者を除く)で、
厚生労働省の指定する施設において 2 年以上相談援助業務に従事した者**

- | | |
|--|--|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧に字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文または推薦書※2 | 丁寧に字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。 |
| ④ 相談援助の実務経験申告書 | 本人記入欄は丁寧に字で自筆すること。
代表者記入欄は自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと。
作成時は裏面も漏れなく確認すること。 |
| ⑤ 実務経験証明書
(兼実務経験見込証明書)※3 | <u>出願者自筆不可。</u>
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は 45 ページ参照のこと)。 |
| <p>注意) <u>医療法に基づく病院・診療所での実務経験を提出される方は、</u>
 <u>精神科病床を有している、もしくは精神科や心療内科を広告していることが記載された資料</u>
 <u>(ホームページを出力したものやパンフレット等)を添付すること。</u></p> | |
| ⑥ 基礎科目履修証明書 | 写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑦ 出身短期大学の卒業証明書 | 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑧ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |

※1 Web 出願の場合はマイページの必要書類一覧よりダウンロードし、出力されたものに写真を貼付して提出してください。
手書きの様式は使用しないでください。

※2 推薦選考の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となり、小論文の提出は不要です。

※3 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

☆ 本学学部・本学大学院・本学通信教育科を修了し、入学選考料全額免除を希望する方は卒業（修了）証明書を提出してください。

【区分D】社会福祉士登録者である者

実習が必要な方（60 時間免除も含む）

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ④ 社会福祉士登録証(写) / 取得見込(第 39 回社会福祉士国家試験受験者)の方は社会福祉士国家試験受験票(写)※3
いずれの場合も A4 サイズの用紙にコピーすること。
- ⑤ 実習生個人票 実習先に提出するため、詳細に記入すること。
- ⑥ 実習配属調査票 実習配属の際に使用するため、詳細に記入すること。
- ⑦ 社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」の履修証明書
社会福祉士の「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修している方のみ提出。
(実習 60 時間免除の詳細は 13 ページを参照のこと)
写しは不可。発行後 6 ヶ月以内のものを提出。
- ⑧ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後 6 ヶ月以内のものを提出。

【区分D】社会福祉士登録者である者

実習が不要な方

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
 - ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
 - ③ 小論文または推薦書※2 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。
 - ④ 社会福祉士登録証(写) / 取得見込(第39回社会福祉士国家試験受験者)の方は社会福祉士国家試験受験票(写)※3
いずれの場合もA4サイズの下紙にコピーすること。
 - ⑤ 相談援助の実務経験申告書 本人記入欄は丁寧な字で自筆すること。
代表者記入欄は自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと。
作成時は裏面も漏れなく確認すること。
 - ⑥ 実務経験証明書
(兼実務経験見込証明書)※3 出願者本人自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は45ページ参照のこと)。
- 注意) 医療法に基づく病院・診療所での実務経験を提出される方は、
精神が病床を有している、もしくは精神科や心療内科を広告していることが記載された資料
(ホームページを出力したものやパンフレット等)を添付すること。
- ⑦ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

基礎科目について

基礎科目について、下記の内容を確認してください。大学等において開講科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

※ 基礎科目履修は、在学期間中に精神保健福祉士の養成課程のある大学等で、精神保健福祉士養成課程を選択できた場合に限り、各自、事前に在学していた大学等に確認してください。
例) 大学4年時に、精神保健福祉士養成課程が開設された場合は、対象になりません。

2021 年 4 月入学者から適用の基礎科目

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1. 医学概論 | 7. 障害者福祉 |
| 2. 心理学と心理的支援 | 8. 権利擁護を支える法制度 |
| 3. 社会学と社会システム | 9. 刑事司法と福祉 |
| 4. 社会福祉の原理と政策 | 10. 社会福祉調査の基礎 |
| 5. 地域福祉と包括的支援体制 | 11. ソーシャルワークの基盤と専門職 |
| 6. 社会保障 | 12. ソーシャルワーク演習 |

2012 年 4 月から 2021 年 3 月までの入学者に適用の基礎科目

【精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号)】

- | | |
|---|------------------------|
| 1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | 6. 福祉行財政と福祉計画 |
| 2. 現代社会と福祉 | 7. 保健医療サービス |
| 3. 地域福祉の理論と方法 | 8. 権利擁護と成年後見制度 |
| 4. 社会保障 | 9. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 |
| 5. 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 10. 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) |
| | 11. 精神保健福祉援助演習(基礎) |

2009 年 4 月から 2012 年 3 月までの入学者に適用の基礎科目

【精神保健福祉士法第 7 条第 2 号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成 20 年厚生労働省告示第 308 号)】

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | 4. 福祉行財政と福祉計画 |
| 2. 社会保障 | 5. 保健医療サービス |
| 3. 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 6. 権利擁護と成年後見制度 |
| | 7. 精神保健福祉援助技術総論 |

2009 年 3 月までの入学者に適用の基礎科目

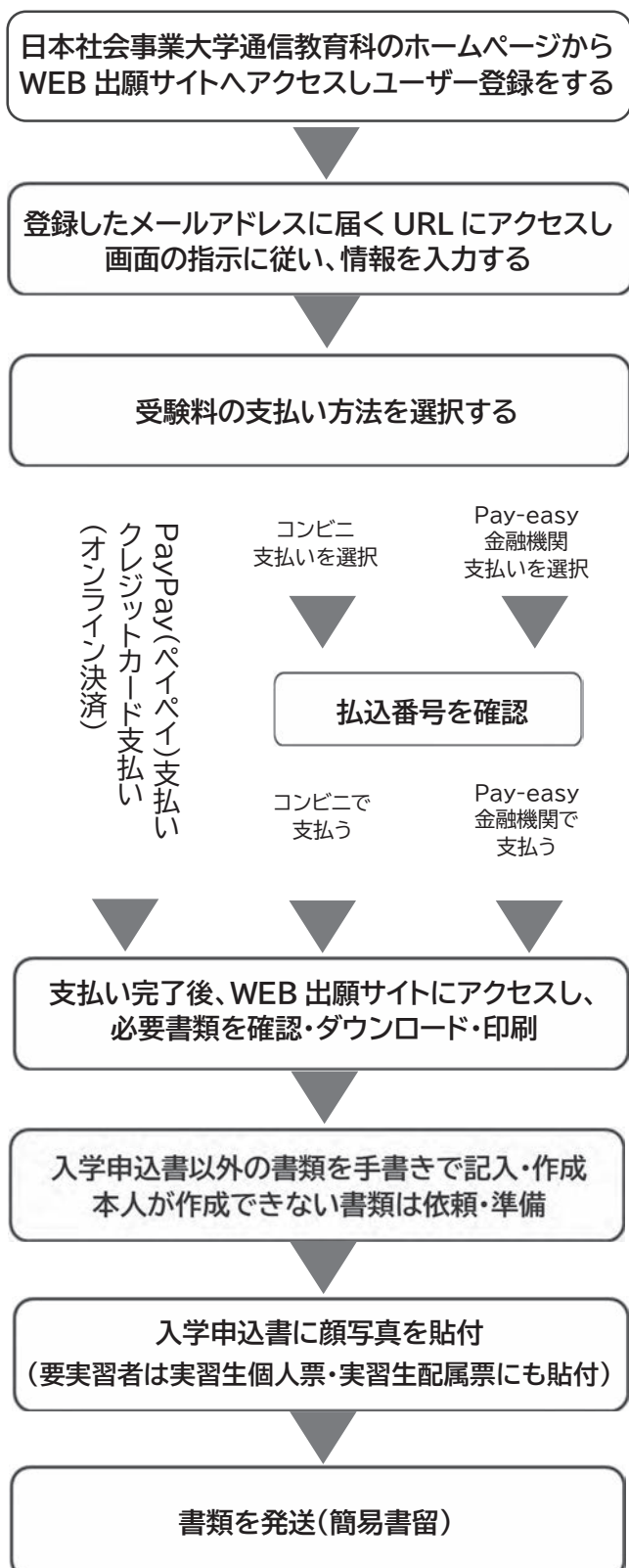
【精神保健福祉士法第 7 条第 2 号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成 10 年厚生省告示第 9 号)】

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| 1. 社会福祉原論 | 5. 心理学、社会学、法学のうち1科目 |
| 2. 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目 | |
| 3. 精神保健福祉援助技術総論
(社会福祉援助技術総論でも可) | |
| 4. 医学一般 | |

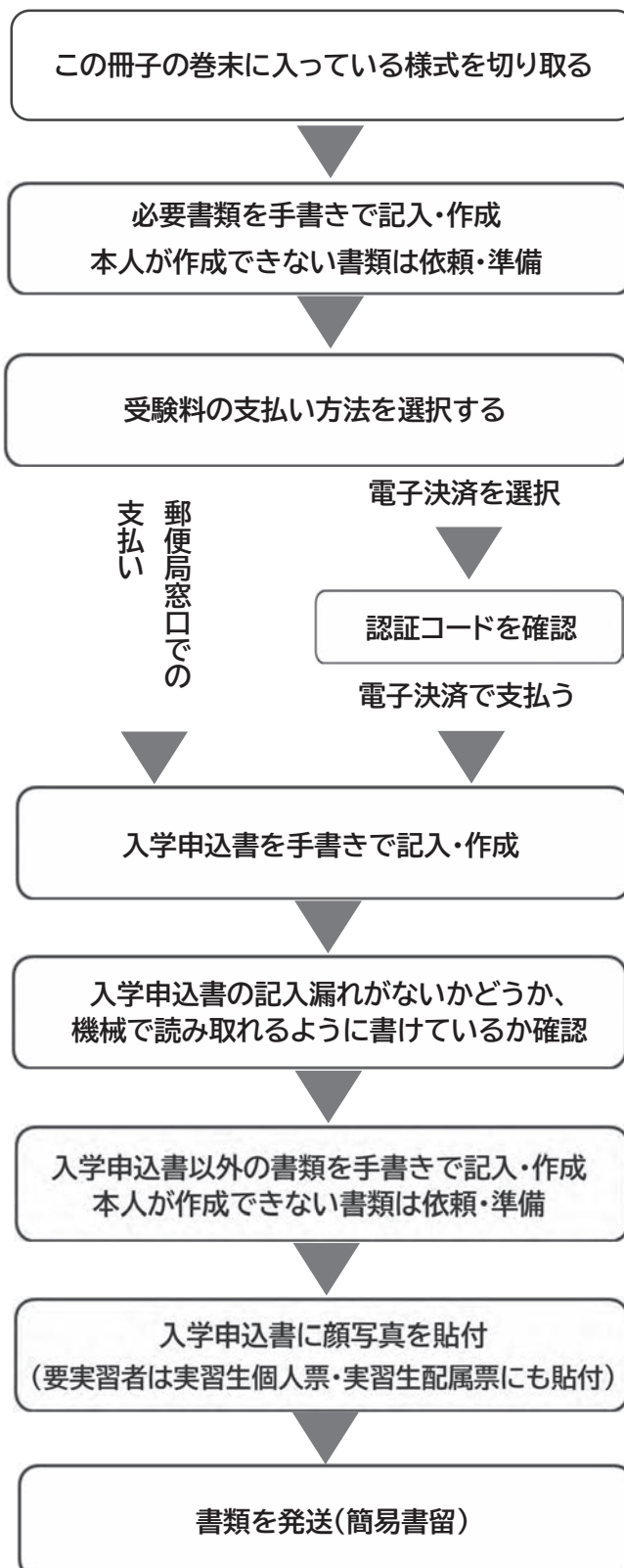
出願方法

出願方法は、Web 出願、手書き書類のみによる出願のいずれかです。ご自身に合った方法を選んで出願してください。出願の流れは以下のとおりですが、詳細は次ページ以降をご確認ください。

◆ Web 出願



◆ 手書き書類のみによる出願



出願方法

出願方法は次のいずれかです。ご自身に合った方法を選んで出願してください。

1. Web 出願
2. 手書き書類のみによる出願

Web 出願

Web 出願は願書の取り寄せが不要であり、24 時間お手続きが可能です。

メールアドレスをお持ちで、インターネット環境が整っている場合には Web 出願をおすすめします。

画面の指示に従って提出書類の作成を行うため、書類のミスが軽減され、出願者に応じた必要書類が分かりやすく表示されます。

また、入学選考料を電子決済でお支払いいただけるため、スムーズにお手続きできます。

- ① 本学ホームページ上にある Web 出願専用サイトを開き、ユーザー登録をします。
- ② 登録したメールアドレスに届いた URL から再度、画面の指示に従って出願情報を入力します。
- ③ 入学選考料は、電子決済、コンビニ決済のいずれかの支払い方法を選択し、支払います。
- ④ 決済完了後、ログインページから必要書類を確認、ダウンロードして、プリントアウトしてください。

※ 入学申込書は写真の貼付が必要です。

書類一式を揃えたら封筒貼付シートを角 2 封筒に貼付し、簡易書留で郵送してください。

Web 出願方法について、

こちらのサイトで分かりやすくご紹介しています。

<https://jcsw-net.jp/CampusForce/WebApplicant/start.htm>

(右記の二次元バーコードからもジャンプできます)



手書き書類のみによる出願

インターネット環境が整っていない場合は、この冊子の巻末に入っている様式を使用して出願してください。

- ① 出願資格に応じて必要な書類を準備します(詳細は 22～27 ページを参照のこと)。
丁寧な字で間違いのないように記入してください。作成前に様式のコピー等をおすすめします。
- ② 入学選考料を支払います。
支払い方法については下記『手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法』をご確認ください。
- ③ 書類一式を揃えたら封筒貼付シートを角 2 封筒に貼付し、簡易書留で郵送してください。

手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法

手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法は次のいずれかです。

1. 電子決済
2. 郵便局窓口での支払い



電子決済(手書き書類のみによる出願のみ)

- ・右記の二次元バーコードから、インターネットサイトにアクセスしてください。
 - ・決済方法を選択してください。
 - メールアドレスを入力後、認証コードを送信し、「認証コード」を取得してください。
 - ・支払い後に完了メールが届きますので、ご確認ください。
- (手書き書類のみによる出願専用)
- ※ 領収証が必要な場合は下記に紹介する郵便局窓口での支払いをおすすめします。

郵便局窓口での支払い(手書き書類のみによる出願のみ)

- ・下記の記入見本を参照し、郵便局窓口にある振替払込票に転記して窓口でお支払いください。
- その際、返却される「振替払込請求書兼受領書」を必ず保管してください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号・番号は封筒貼付シートの記載通り記入してください。	口座記号・番号は封筒貼付シートの記載通り記入してください。	口座記号・番号は封筒貼付シートの記載通り記入してください。	口座記号・番号は封筒貼付シートの記載通り記入してください。
001803602218	001803602218	001803602218	001803602218
学校法人日本社会事業大学	学校法人日本社会事業大学	学校法人日本社会事業大学	学校法人日本社会事業大学
入学選考料	入学選考料	入学選考料	入学選考料
※次の2つのいずれか1つを記入してください。→	※次の2つのいずれか1つを記入してください。→	※次の2つのいずれか1つを記入してください。→	※次の2つのいずれか1つを記入してください。→
・短期養成課程(推薦)	・短期養成課程(推薦)	・短期養成課程(推薦)	・短期養成課程(推薦)
・短期養成課程(一般)	・短期養成課程(一般)	・短期養成課程(一般)	・短期養成課程(一般)
204-8555	204-8555	204-8555	204-8555
東京都清瀬市竹丘〇〇丁目〇-〇	東京都清瀬市竹丘〇〇丁目〇-〇	東京都清瀬市竹丘〇〇丁目〇-〇	東京都清瀬市竹丘〇〇丁目〇-〇
社大 太郎	社大 太郎	社大 太郎	社大 太郎
ご送付先電話番号 042-400-0000	ご送付先電話番号 042-400-0000	ご送付先電話番号 042-400-0000	ご送付先電話番号 042-400-0000
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。	ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。	ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。	ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。
これより下欄には何も記入しなくても構いません。	これより下欄には何も記入しなくても構いません。	これより下欄には何も記入しなくても構いません。	これより下欄には何も記入しなくても構いません。
日 附 印	日 附 印	日 附 印	日 附 印
料 金	料 金	料 金	料 金
10000	10000	10000	10000
備考	備考	備考	備考

コード一覧

【別表 1】都道府県コード

都道府県名	コード
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

【別表 2】職種名コード

職種名	コード
施設長等の管理職	01
事務職員	02
サービス提供責任者・サービス管理責任者	03
生活相談員・支援員(指導員)	04
介護職員・ヘルパー等	05
医療ソーシャルワーカー	06
精神科ソーシャルワーカー	07
保育士・幼稚園教諭	08
介護支援専門員	09
福祉事務所・各種相談所職員	10
一般行政職員	11
看護師・保健師	12
医師	13
弁護士・行政書士・司法書士等	14
療法士(OT・PT・ST等)	15
世話人	16
栄養士・調理員	17
臨床心理士	18
教職員	19
社協職員	20
学生	21
専業主婦	22
一般企業会社員	23
アルバイト	25
検査技師	36
その他	99

※複数の職種を兼ねている場合は主な職種を1つ選択してください。

【別表 3】勤務先種別コード

勤務先 分野	勤務先種別	コード	勤務先 分野	勤務先種別	コード
行政関係	国・都道府県・指定都市・中核市本庁	001	障害者総合支援法	国立重度知的障害者総合施設	330
	福祉事務所	002		就労継続支援 B 型・生活訓練事業所	331
	市区役所・町村役場	003		居宅介護支援・相談支援事業所	333
	相談所(児童・女性・障害者・更生)	004		生活介護・就労継続支援 B 型事業所	334
	保健所	005		居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所	335
	精神保健福祉センター	006		就労継続支援 A・B/共同生活介護事業所	336
	保護観察所	007		宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所	337
	刑事施設	008		基幹相談支援センター	338
	少年院	009		その他(地域生活支援事業等)	399
	少年鑑別所	010	児童福祉法	助産施設	401
保護施設	その他(行政関係)	099		乳児院	402
	救護施設	101		母子生活支援施設	403
	更生施設(生活保護法)	102		保育所等	404
	医療保護施設	103		児童遊園	405
	授産施設(生活保護法)	104		児童館	406
	宿所提供施設(生活保護法)	105		児童養護施設	407
	ホームレス自立支援センター	106		知的障害児施設	408
	更生保護施設	107		自閉症児施設	409
高齢者関係施設事業所	その他(生活保護関係)	199		知的障害児通園施設	410
	養護老人ホーム	201		盲児施設	411
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	202		ろうあ児施設	412
	軽費老人ホーム(A・B ケアハウス)	203		難聴幼児通園施設	413
	老人福祉センター	204		肢体不自由児施設	414
	老人デイサービスセンター(通所介護事業所)	205		肢体不自由児通園施設	415
	老人短期入所施設(短期入所生活介護事業所)	206		肢体不自由児療護施設	416
	在宅(老人)介護支援センター	207		重症心身障害児施設	417
	有料老人ホーム	208		児童心理治療施設	418
	介護老人保健施設	209		児童自立支援施設	419
	介護療養型医療施設(介護医療院)	210		児童家庭支援センター	420
	老人休養ホーム	211		児童発達支援センター	421
	老人憩の家	212		児童発達支援事業所	422
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	213		福祉型障害児入所施設	423
	通所リハビリテーション事業所	214		医療型障害児入所施設	424
	訪問看護事業所	215		児童デイサービス	426
	訪問介護事業所	216		放課後等デイサービス	430
	訪問入浴介護事業所	217		その他(児童福祉関係)	499
	居宅介護支援事業所	218	女性への支援関係	女性相談支援センター	503
	福祉用具貸与事業所	219		女性自立支援施設	504
	認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)	220		その他(女性支援関係)	598
	地域包括支援センター	221	医療機関	一般病院	601
	介護老人福祉施設	223		一般診療所	602
	老人介護支援センター	224		精神科病院	603
	短期入所療養介護	225		精神科診療所	604
	介護予防支援事業	230		総合病院(精神科)	605
	小規模多機能型居宅介護事業所	231		その他(医療機関)	699
障害者総合支援法	その他(介護保険事業所等)	299	その他の社会福祉施設等	宿所提供施設(生活保護法以外)	701
	障害福祉サービス事業	301		隣保館	702
	居宅介護事業所	302		母子健康センター	703
	重度訪問介護事業所	303		青少年相談センター	704
	同行援護事業所	304		地域福祉センター	705
	行動援護事業所	305		小規模作業所(福祉作業所)	706
	重度障害者等包括支援事業所	306		母子・父子福祉センター	707
	短期入所事業所	307		広域障害者職業センター	708
	療養介護事業所	308		地域障害者職業センター	709
	生活介護事業所	309		障害者就業・生活支援センター	710
	共同生活介護事業所	310		その他(社会福祉施設等)	799
	自立訓練(機能訓練)事業所	311	団体・企業その他	国・都道府県・指定都市社会福祉協議会	801
	自立訓練(生活訓練)事業所	312		市区町村社会福祉協議会	802
	就労移行支援事業所	313		独立型社会福祉士事務所	803
	就労継続支援(A 型)事業所	314		小・中・高等学校	804
	就労継続支援(B 型)事業所	315		特別支援学校	805
	共同生活援助事業所	316		各種学校	806
	障害者支援施設	317		大学・大学院	807
	相談支援事業所	318		研究所	808
	移動支援事業所	319		その他教育・研究機関	809
	福祉ホーム	320		社会福祉法人本部(事務局)	810
	地域活動支援センター	321		福祉関係団体(NPO 等)	811
	地域活動支援センターⅠ型・相談支援事業所	322		福祉系企業	812
	地域活動支援センターⅡ型	323		一般企業	813
	地域活動支援センターⅢ型	324		自営業	814
	発達障害者支援センター	326		無職	898
	就労移行支援・就労継続支援 B 型事業所	328		その他(主婦・学生・パート・アルバイト未就職等)	899
	障害者就業・生活支援センター	329			

※該当するものがない場合は 899 を選択。また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合は勤務を行っている施設・事業所の種別を選択してください。

指定施設における相談援助業務の範囲

実務経験

実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)を提出する者は、書類作成者の方に「指定施設における相談援助業務の範囲」(34～41 ページ)を参照してもらい、間違いがないように作成してもらうこと。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象にならない(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。また、各「コード」に記載のない施設や職種は、個別に業務内容を確認する。

上記の内容に併せて相談援助の実務経験申告書も提出すること。

施設・職種コード

次の施設・事業において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有する者と認められる。

実務経験証明書の「施設(事業)等種類」、「職種」及び各「コード」欄には、36ページ以降より該当する「施設(事業)種類」、「職種」及び各「コード」を記入すること。

実務経験証明書の「職種」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入すること。

児童及び乳児の施設(事業)について

児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、36ページ以降に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設または事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者の概ね 4 分の 3 以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

施設コード 99 の厚生労働大臣の個別認定について

※ 第 1 期募集期間のみの受付となります。出願前に本学通信教育科へお電話でご連絡ください。

相談援助の業務【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について(平成 14 年 5 月 20 日)障精第 0520001 号別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね 5 割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

職種「★その他」(職種コード02)に関する注意事項

職種コードが「★その他(職種名を記入)」(コード02)の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(35ページ「相談援助の業務」①～⑤)に該当するか個別に確認します。
「実務経験証明書」と「相談援助の実務経験申告書」等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、注意事項を参照)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院	1-(1)	01	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01] ★その他(職種名を記入) [02]
精神保健福祉センター	1-(15)	02	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	1-(7)	03 04 52 53 ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
	放課後等デイサービス	1-(7)	
	居宅訪問型児童発達支援	1-(7)	
	保育所等訪問支援	1-(7)	
乳児院	1-(3)	05	・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童養護施設	1-(4)	06	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	1-(5)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・児童発達支援管理責任者 [01] ・心理担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	1-(6)	08	・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童相談所	1-(10)	09	・児童福祉司 [01] ・児童心理司 [01] ・受付相談員 [01] ・相談員 [01] ・電話相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
母子生活支援施設	1-(11)	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ・保育士 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]

職種「★その他」(職種コード02)に関する注意事項

職種コードが「★その他(職種名を記入)」(コード02)の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(35ページ「相談援助の業務」①～⑤)に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と「相談援助の実務経験申告書」等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、注意事項を参照)
児童福祉法		
障害児相談支援事業を行う施設 1-(8)	11	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童自立支援施設 1-(12)	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童家庭支援センター 1-(13)	13	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童自立生活援助事業を行う施設 1-(9)	56	・相談援助業務を行う指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
里親支援センター 1-(14)	84	・里親制度等普及促進担当者 [01] ・里親等支援員 [01] ・里親研修等担当者 [01] ・市町村連携支援員 [01] ・障害児里親等支援担当職員 [01] ・養親等相談支援員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設 3-(16)	85	・支援コーディネーター [01] ・生活相談支援員 [01] ・就労相談支援員 [01] ・就労等定着支援員 [01]
妊産婦等生活援助事業を行う施設 3-(17)	86	・支援コーディネーター [01] ・母子支援員 [01] ・就労等定着支援員 [01]
養育支援訪問事業を行っている事業所 3-(22)	88	・訪問支援者 [01]
親子再統合支援事業を行っている事業所 3-(23)	89	・相談援助業務を行っている職員 [01]
こども家庭センター 3-(19)	93	・児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 [01] ・統括支援員 [01]
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		
民間あっせん機関 3-(18)	90	・養子縁組あっせん責任者 [01] ・相談員 [01]
子ども・若者育成支援推進法		
子ども・若者総合相談センター 3-(21)	91	・相談援助業務を行っている職員 [01]
地域保健法		
保健所 1-(2)	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01]
市町村保健センター 1-(2)	15	・心理判定員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	17	★その他(職種名を記入) [02]

職種「★その他」(職種コード02)に関する注意事項

職種コードが「★その他(職種名を記入)」(コード02)の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(35ページ「相談援助の業務」①～⑤)に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と「相談援助の実務経験申告書」等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、注意事項を参照)
生活保護法		
救護施設	1-(16)	18 ・生活指導員 [01]
更生施設	1-(16)	19 ★その他(職種名を記入) [02]
被保護者就労支援事業を行う事業所	3-(3)	57 ・就労支援員 [01]
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 子どもの進路選択支援事業を行う事業所 被保護者地域居住支援事業を行う事業所	3-(3)	58 ・就労支援員 [01] ・被保護者就労準備支援担当者 [01] ・家計改善支援員 [01] ・相談支援に従事する者 [01] ・居住支援員 [01]
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	3-(3)	78 ・就労支援員 [01]
日常生活支援住居施設	3-(15)	83 ・生活支援員 [01] ・生活支援提供責任者 [01]
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	1-(2)	20 ・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	1-(2)	21 ・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	1-(2)	22 ★その他(職種名を記入) [02]
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	3-(7)	59 ・主任相談支援員 [01] ・相談支援員 [01]
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	3-(7)	60 ・就労支援員 [01] ・住まい相談支援員 [01]
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	3-(7)	61 ・就労準備支援担当者 [01] ・家計改善支援員 [01]
社会福祉法		
都道府県社会福祉協議会		62 ・専門員 [01]
日常生活自立支援事業	3-(4)	
市町村社会福祉協議会	1-(18)	24 ・福祉活動専門員 [01] ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
福祉事務所	1-(17)	23 ・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [01] ・知的障害者福祉司 [01] ・老人福祉指導主事 [01] ・現業員 [01] ・家庭児童福祉主事 [01] ・家庭相談員 [01] ・面接員に相当する職員 [01] ・女性相談支援員 [01] ・母子・父子自立支援員 [01] ・母子・父子自立支援プログラム策定員 [01] ・就業支援専門員 [01] ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 [01] ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]

職種「★その他」(職種コード02)に関する注意事項

職種コードが「★その他(職種名を記入)」(コード02)の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(35ページ「相談援助の業務」①～⑤)に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と「相談援助の実務経験申告書」等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 （いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）		施設 コード	職種【職種コード】 （職種コードが02の方は、注意事項を参照）	
知的障害者福祉法				
知的障害者更生相談所	1-(19)	25	・知的障害者福祉司【01】 ・心理判定員【01】 ・職能判定員【01】 ・ケース・ワーカー【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
法務省設置法				
保護観察所	1-(25)	26	・社会復帰調整官【01】 ・保護観察官【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
障害者の雇用の促進等に関する法律				
広域障害者職業センター	1-(20)	27	・障害者職業カウンセラー【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
地域障害者職業センター	1-(21)	28	・障害者職業カウンセラー【01】 ・職場適応援助者【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
障害者就業・生活支援センター	1-(22)	29	・主任就業支援担当者【01】 ・就業支援担当者【01】 ・主任職場定着支援担当者【01】 ・生活支援担当職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
発達障害者支援法				
発達障害者支援センター	1-(26)	31	・相談支援を担当する職員【01】 ・就労支援を担当する職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
更生保護事業法				
更生保護施設	1-(24)	30	・補導に当たる職員【01】 ・福祉職員【01】 ・薬物専門職員【01】 ・訪問支援職員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律				
女性相談支援センター	3-(2)	63	・相談支援員【01】 ・心理支援員【01】 ・女性相談支援員【01】	
女性自立支援施設	3-(2)	64	・入所者の自立支援を行う職員【01】 ・心理療法担当職員【01】	
刑事収容施設法				
刑事施設	3-(14)	65	・刑務官【01】 ・法務教官【01】 ・法務技官（心理）【01】 ・福祉専門官【01】	
少年院法				
少年院	3-(14)	66	・法務教官【01】 ・法務技官（心理）【01】 ・福祉専門官【01】	
少年鑑別所法				
少年鑑別所	3-(14)	67	・法務教官【01】 ・法務技官（心理）【01】	
高次脳機能障害者支援法				
高次脳機能障害者支援センター	1-(36)	94	・支援コーディネーター【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）				
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	3-(9)	68	・相談援助業務に従事する職員【01】
	障害者相談支援事業を行っている施設	3-(9)	69	
	障害児等療育支援事業を行っている施設	3-(9)	70	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）	1-(31)	39	・相談支援専門員【01】 ★その他（職種名を記入）【02】	

職種「★その他」(職種コード02)に関する注意事項

職種コードが「★その他(職種名を記入)」(コード02)の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(35ページ「相談援助の業務」①～⑤)に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と「相談援助の実務経験申告書」等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、注意事項を参照)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	1-(27)	32 ・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01]
	自立訓練を行う施設	1-(27)	33 ★その他(職種名を記入) [02]
	就労移行支援を行う施設	1-(27)	34 ・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
	就労継続支援を行う施設	1-(27)	35 ・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
	就労定着支援を行う施設	1-(28)	54 ・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
	自立生活援助を行う施設	1-(28)	55 ・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
	短期入所を行う施設	1-(28)	36 37 ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
	重度障害者等包括支援を行う施設	1-(28)	
	共同生活援助を行う施設(共同生活介護であった期間を含む)	1-(28)	
	就労選択支援を行う施設	1-(28)、1-(29)	95 ・相談援助業務に従事する職員 [01] ・就労選択支援員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)		1-(32)	40 ・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
障害者支援施設		1-(30)	41 ・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
地域活動支援センター		1-(33)	42 ・指導員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
福祉ホーム		1-(34)	43 ・管理人 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
基幹相談支援センター		1-(35)	71 ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
介護保険法			
地域包括支援センター		1-(23)	72 ・包括的支援事業に係る業務を行う職員(※1)(介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く) [01] ★その他(職種名を記入) [02]
注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。			
職業安定法			
公共職業安定所		3-(12)	73 ・精神・発達障害者雇用サポーター [01] ・障害学生等雇用サポーター [01]

職種「★その他」(職種コード02)に関する注意事項

職種コードが「★その他(職種名を記入)」(コード02)の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験(35ページ「相談援助の業務」①～⑤)に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と「相談援助の実務経験申告書」等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設(事業)種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、注意事項を参照)
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設 2-(1)	49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設 3-(8)	74	・相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く) [01]
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 3-(10)	75	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 3-(11)	76	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設 2-(2)	50	・スクールソーシャルワーカー [01] ★その他(職種名を記入) [02]
就業支援事業を行う施設 [ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業] 3-(1)	77	・就業相談業務を行う相談員 [01]
ひきこもり地域支援センター 3-(5)	79	・ひきこもり支援コーディネーター [01]
地域生活定着支援センター 3-(6)	80	・相談援助業務に従事する職員 [01]
ホームレス自立支援事業を行う施設 2-(3)	51	・生活相談指導員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
地域若者サポートステーション 3-(13)	81	・相談援助業務に従事する職員 [01]
子ども家庭総合支援拠点 3-(20)	92	・相談援助業務を行っている職員 [01]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※別途基準、申請様式がありますので、事前に電話で連絡してください。 3-(24)	99	・精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

実務経験の個別認定を希望する場合は第1期募集期間のみ受け付けます。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
知的障害者援護施設	46	・生活支援員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]
児童デイサービス	47	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他(職種名を記入) [02]

入学申込書記入例

2027年度 精神保健福祉士(短期)養成課程入学申込書

0 0 2

記入上の注意

- 1: 黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- 2: □または○に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- 3: 濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内2分の1より下に記入。
- 4: この用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 5: この用紙はWeb出願の方は提出する必要はありません。

受験番号 ※ 本科使用欄

1 西暦 20 26 年 10 月 25 日 現在

本学部・大学院・通信教育科を修了(卒業)し選考料免除を希望する場合○をつけること。

受験区分 2 1: 推薦入試
2: 一般入試

志望課程 3 3: 短期養成課程(9ヶ月)



志願者 カナ氏名 シャダイ タロウ
漢字氏名 4 社大 太郎 旧姓
生年月日 西暦 2 0 0 0 年 0 4 月 1 9 日 性別 1 1: 男 2: 女 年齢 2 6 2

郵便番号 〒 2 0 4 - 8 5 5 5 都道府県コード 1 3 6
住所1 東京都清瀬市竹丘3-1-30
住所2
TEL 0 4 2 - 4 9 6 - 3 2 0 0
FAX 0 4 2 - 4 9 6 - 3 2 1 0
携帯 0 9 0 - × × × × - △ △ △ △
E-mail × × × × × @ △ △ △ . c o m 8

現在の勤務先 名称 社大精神科病院
所在地 〒 2 0 4 - × × × × 都道府県コード 1 3
東京都清瀬市○○○-○○○
TEL 0 4 2 - 4 9 6 - △ △ △ △
勤務先種別コード 6 0 3 勤務先種別名 精神科病院 9
職種名 精神科ソーシャルワーカー
職種名コード 0 7 右記の勤務形態はどちらかに○をつけること。
○ 常勤
□ 非常勤

最終学歴 学校名 竹丘福祉大学
学部学科 福祉学部福祉援助学科

卒業年月 西暦 2 0 2 4 年 0 3 月 5 修業年限 4 年 10 実習の必要・不要 0 0: 不要
1: 必要(210時間)
2: 必要(150時間)

入学資格 D 短期養成課程(9ヶ月)

- A: 福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業(見込)
- B: 福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験1年以上
- C: 福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験2年以上
- D: 社会福祉士登録者である者(見込)

その他 実務経験年数 (2027年4月1日現在) 2 年 0 0 ヶ月
実務経験施設等種別 精神科病院
実務経験職種 精神科ソーシャルワーカー 11

支払い方法 1: クレジットカード、2: コンビニエンスストア、3: ネットバンキング、4: paypay、pay-easy、ATM、5: 郵便局窓口

支払日 2 0 2 6 年 1 0 月 2 4 日

※どちらかに○をつけること。
障がい等による支援の有無について □ 必要 ○ 不要
支援が必要な場合の具体的な内容 □ 1: 車いすスペース 2: 手話通訳 3: その他() 12

入試情報

入学申込書作成時の注意事項

- (1) 黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- (2) □または _____ に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- (3) 濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内 2 分の 1 より下に記入。
- (4) 用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (5) 用紙は Web 出願の方は提出する必要はありません。

- ① 記入日を忘れずに記入してください。
- ② 年齢は 2027 年 4 月 1 日時点の年齢を記入してください。
- ③ 写真の規格等(次の 1)～2)に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください)
 - 1) 受験申込前 6 ヶ月以内
 - 2) カラー写真、履歴書サイズ(4 cm×3 cm)
 - 3) 正面を向き、肩から上、脱帽、マスクを着用しない
 - 4) 両目が開いていて、目がはっきりと見える
 - 5) 写真裏面に氏名を記入
- ④ 氏名は戸籍抄本に記載されている字体で記入してください。(例:渡辺／渡邊)
- ⑤ 数字は 2 ケタで記入してください(例:「1」⇒「01」)
- ⑥ 都道府県コード、勤務先種別コード、職種名コードは 32～33 ページのコード一覧を参照して記入してください。
- ⑦ 試験の結果通知等は、すべて現住所に郵送します。
記入が不正確だと、郵便物が届かずその後の手続き等ができなくなる場合があります。

電話番号はご自宅か携帯電話のいずれか連絡がつく方を必ず記入してください。
FAX はお持ちの場合のみ記入してください。
こちらからお電話でご連絡する可能性がありますので記入漏れのないようにしてください。
- ⑧ メールアドレスはブロック体ではっきりと記入してください。
「0 と o」「1 と i」「l と 9」と「- と _」「u と v」といった間違いやすい文字や記号には、
「ゼロ」「オー」などふりがなをふってください。
- ⑨ 勤務先種別名：具体的な固有名称ではなく、33 ページを参照し、記入してください。
職種名：具体的な固有名称ではなく、32 ページを参照し、記入してください。
それぞれのコードも同ページを参照し、記入してください。
- ⑩ 修業年限とは、学校の課程において教育する期間(年数)のことです。
(例:四年制大学の場合は「4 年」、二年制の専門学校の場合は「2 年」)
- ⑪ 実務経験年数は 2027 年 4 月 1 日現在の年数を記入してください。

実務経験施設等種別：具体的な固有名称ではなく、34～41 ページを参照し、
実務経験に該当する施設・事業種類を記入してください。
実務経験職種：具体的な固有名称ではなく、34～41 ページを参照し、
実務経験に該当する職種を記入してください。
- ⑫ 障がい等による支援の有無について、必要な方は具体的な内容を記入してください。
また障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。

実務経験証明書記入例

◆ 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等の証明権限を有する代表者(理事長、施設長等)が作成・証明するものです。

【対象者のみ 区分 A～D】

受験番号

※ 本科使用欄

実務経験証明書

(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦 2026 年 10 月 20 日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

法人の名称

医療法人社団 社大会

所在地

〒204-×××× 東京都清瀬市〇〇〇-〇〇

電話番号

042-496-△△△△

代表者

役職 氏名

理事長 社事 大助

証明書作成者

所属・役職等 氏名

総務課・主任 社事 大二郎

之会社医

理団療

事社法

印長大人

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ

シャダイ タロウ

生年月日 (西暦)

氏名

社大 太郎

2000 年 4 月 19 日 生

施設・事業所・機関の名称

社大精神科病院

施設(事業)等種類

精神科病院

施設コード

0 1

職種

精神科ソーシャルワーカー

職種コード

0 1

雇用形態

該当する方に○を記入

1. 常勤職員

2. 非常勤職員 (1)・(2)の時間数も必ずご記入ください。

(1) 本人 (非常勤雇用時) の1週間の就労時間 () 時間

(2) 常勤職員の1週間の就労時間 () 時間

※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。

従業期間

西暦 2 0 2 5 年 0 4 月 0 1 日から

西暦 2 0 2 6 年 1 0 月 2 0 日まで

必要な従業期間を既に満たしている者は、至の日付は記入日をそのまま記入してください。受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。

1 本様式は、裏面の「相談援助の業務」「業務従事期間の計算方法」に合致することを確認した上で作成してください。

2 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、出願資格を満たさなかったものとして、入学取消となります。

3 複数施設で従事した実務経験を申告する場合は、施設ごとに必ず証明権限を有する代表者による証明が必要となります。

4 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

5 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

6 実務経験証明書は、指定施設における業務の範囲等について (平成23年8月5日障発0805第4号) における実務経験申告書に基づく様式です。

7 この証明書に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び本科精神保健福祉士短期養成課程の入学要件を満たさない場合は入学を認められません。

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せて証明してもらうってください。

入試情報

- 44 -

出願される方へ

- (1) 1ヶ所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算(合算)することで出願資格を満たせば出願することができます。この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となりますので、様式をコピーして作成してください。
- (2) 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別にお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「入学案内・募集要項」の実務経験証明書の作成に必要な部分(出願資格、指定施設における相談援助業務の範囲及びこのページ)を提示してください。
- (4) 入学申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を必ず提出してください(22～27 ページ参照)(※外国籍の方は住民票)。

施設・事業所・機関の方へ(証明書作成時の注意事項)

- (1) 「指定施設における相談援助業務の範囲」(34～41 ページ)を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、証明書として認められません。
- (2) 出願時(証明書作成時)に出願資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください(例えば 2027 年 3 月 31 日に受験資格を満たす予定がある場合は、2027 年 3 月 31 日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください)。
実務経験証明書を見込みで作成した場合は、入学後に確定した証明書を再交付してください(こちらが指定した期日までに提出がない場合、入学取り消しとなります)。
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、このコピーを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、出願を無効とします。また証明権限を有する代表者はその顛末を報告しなければなりません。
- (6) 消せるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。

- ① 忘れずに記入してください。
- ② ゴム印可。
※ 自己証明による実務経験証明書は認められません、他の証明権限を有する方に証明してもらう必要があります。
ただし、他に証明権限を有する方がいない場合に限り、自身が代表者であることを証明する書類として、法人の登記簿謄本(登録事項証明書)の原本を、実務経験証明書に添付してください。
- ③ 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
- ④ 実際に当該証明書を作成した方(事務長、事務担当者等)が記名してください。
- ⑤ 氏 名 : 結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。
(出願時の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)が必要です。)
生年月日 : 西暦で記入してください。
- ⑥ 出願者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。(法人名ではありません。)
- ⑦ 施設(事業)等種類: 具体的な固有名称ではなく、34～41 ページを参照し、記載のとおり、施設・事業等の種類を記入してください。
職 種: 34～41 ページを参照し記載のとおり、出願者が辞令交付されている出願資格に該当する職名を記入してください。
施設・職種コード : 34～41 ページを参照し、施設コード(2 ケタ)、職種コード([]内の 2 ケタ)を記入してください。
- ⑧ 実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。
証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください。(2027 年 3 月 31 日まで算定可能です。)

基礎科目履修証明書記入例

【区分 A ～ C】

受験番号

※ 本科使用欄

2012年4月から2021年3月までの入学者に適用の基礎科目

基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】改正前の精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)

入試情報

1

フリガナ	シャダイ タロウ	生年月日 (西暦)
氏名	社大 太郎	
学部・学科・コース	社会福祉学部 福祉援助学科	1999 年 4 月 19 日 生
入学年月(西暦)	2018 年 4 月	卒業(見込)年月(西暦) 2022 年 3 月

2

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修	社会福祉原論	読替通知の範囲
3	地域福祉の理論と方法	履修		
4	社会保障	履修	社会保障史&社会保障論	平成〇〇年〇月〇日 障精発第〇〇号
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6	福祉行財政と福祉計画	履修		
7	保健医療サービス	履修	保健医療福祉論 I	平成〇〇年〇月〇日 障精発第〇〇号
8	権利擁護と成年後見制度	履修		
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
10	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	履修		
11	精神保健福祉援助演習(基礎)	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。

2 上記基礎科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を ☒ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである

(いずれか該当する方にチェック☑してください)

(西暦)2026年 9月 10日

所在地 東京都清瀬市竹丘〇-〇-〇

大学等名 竹丘福祉大学

大学等代表者氏名 竹丘 五郎



出願される方へ

入学申込書と本証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を必ず提出してください(各課程の出願書類一覧を参考にしてください)(※外国籍の方は住民票)。

証明書作成時の注意事項

- (1) 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、証明書として無効です。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- (3) 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- (4) 28 ページの「基礎科目について」を必ず参照し、それぞれ該当の基礎科目の最低数を履修していることが条件です。

《大学等において、パソコン等により証明書を作成する場合》

- (1) 「履修状況」欄について、履修している科目は「履修」と印字し、履修していない科目は印字しないで空欄として差し支えありません。
- (2) 基礎科目の「1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム」については、履修している、履修していないにかかわらず、それぞれ3科目分の欄を必ず3行で作成してください。

①

氏 名 : フリガナを忘れずに記入してください。
 生年月日 : 西暦を使用して記入してください。
 学部・学科 : 在籍する(した)学部・学科の名称を記入してください。

②

年度ではなく、卒業した(または卒業見込の)年月を記入してください。
 (例えば、来春卒業する方は「2027 年3月」(卒業見込)となります。)
 また、西暦を使用してください。

③

履修した(履修する見込を含む)科目: 「履修」の文字を○で囲んでください。
 履 修 し て い な い 科 目 : 「履修」の文字を二重線で消してください。

④

大学等において開講している科目名の名称等が「基礎科目」と異なる場合には、その開講科目名を記入してください。
 「基礎科目」一科目に対して複数の開講科目で読み替えている場合、対応する科目の枠内に記入し、原則、2科目以降は科目ごとに枠内で改行してください。ただし、枠内に収まらない場合は、科目間を「&」でつないでください。
 開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しません。
 開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目等の読替の範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替認定を受けた科目名に限ります。
 これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省へ個別に科目の読替認定手続きを行う必要があります。

⑤

大学等において、個別に読替認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付及び文書番号」を記入してください。
 厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑥

証明事項の「☐修めて卒業した」「☐修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方にレ点でチェックしてください。

⑦

証明権限を有する学校長等の印を使用してください。

2027年度 精神保健福祉士(短期)養成課程入学申込書

0 0 2

記入上の注意

- 1:黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
2:□または○に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
3:濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内2分の1より下に記入。
4:この用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
5:この用紙はWeb出願の方は提出する必要はありません。

受験番号 ※ 本科使用欄

パ ジ ャ マ

西暦 年 月 日 現在

本学学部・大学院・
通信教育科を修了(卒業)
し選考料免除を希望する
場合○をつけること。

受験区分 1:推薦入試
2:一般入試

志望課程 3 3:短期養成課程(9ヶ月)

写真貼付欄

- 1.上半身、正面、脱帽、背景なし
2.出願日3ヶ月以内撮影のもの
3.写真裏面に氏名を明記

4cm×3cm

志願者

カナ氏名

漢字氏名 旧姓

生年月日 西暦 年 月 日 性別 1:男 2:女 年齢

現住所

郵便番号 〒 都道府県コード

住所1

住所2

TEL

FAX

携帯

E-mail

現在の勤務先

名称

所在地 〒 都道府県コード

TEL

勤務先
種別コード

勤務先種別名

右記の勤務形
態はどちらか
に○をつける
こと。

常勤

職種名コード

職種名

非常勤

最終学歴

学校名

学部学科

実習の必要・不要 0:不要

卒業年月 西暦 年 月 修業年限 年 1:必要(210時間)

2:必要(150時間)

入学資格 短期養成課程(9ヶ月)

- A:福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業(見込)
B:福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験1年以上
C:福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験2年以上
D:社会福祉士登録者である者(見込)

その他

実務経験年数
(2027年4月1日現在)

年 月

実務経験施設等種別

実務経験職種

※いずれかに○をつけること。

支払い方法 1:クレジットカード、2:コンビニエンスストア、3:ネットバンキング、4:paypay、pay-easy、ATM、5:郵便局窓口

支払日 年 月 日

※どちらかに○をつけること。

障がい等による
支援の有無について 必要 不要

支援が必要な場合の
具体的な内容 1:車いすスペース 2:手話通訳 3:その他()

職 歴									
就業期間						勤務先	職種		
西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	

出願時アンケート

以下の質問の該当する項目の**数字を1つだけ選び、○をつけてください**。本アンケートの結果は、本科の今後の広報活動においての貴重な資料とさせていただきます。記載いただいた内容は入学者選考には一切影響しませんので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q1. 本科をはじめて知ったきっかけを教えてください。

- 雑誌（ライオンズファンブック、婦人之友等）
- 同窓会会報
- 地域の図書館（埼玉県・大阪府）
- 厚生労働省委託オンライン総合研修の案内
- TVer（ティーバー）広告
- Spotify（スポティファイ）広告
- ラジオ広告
- ダイレクトメール・チラシ
- 本科からのメール配信
- 「福ナビ」バナー広告
- インターネットの広告
- インターネットの検索（通信教育科ホームページ）

【 】に検索したワードをご記入ください。【_____】

- 電車の広告
- 駅看板・駅広告
- 近隣居住
- 家族・知人からの紹介
- 職場からの紹介
- 出身校からの紹介
- 本学卒業生・修了生からの紹介
- 本学の修了生（通信・学部）
- その他 【 】に詳しくご記入ください。【_____】

Q2. 入学案内・募集要項の入手方法を教えてください。

- 通信教育科ホームページから請求した
- 本科の説明会に参加して、入手した
- 本科の窓口に行き行って、入手した
- 本科へTELまたはFAXで請求した
- 本科へはがきで請求した
- その他 【 】に詳しくご記入ください。【_____】

ご協力ありがとうございました。

【推薦入試 区分 A～D】

受験番号	
※ 本科使用欄	

評価	A	B	C	D
※ 本科使用欄				

推 薦 書

(推薦書作成日)西暦					年			月			日
------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

日本社会事業大学通信教育科長 殿

法人の名称											職 印
所在地	〒				－						
電話番号	— —										
代表者	役職					氏名					

下記の者は、日本社会事業大学通信教育科 精神保健福祉士養成課程の学生として適格であり、入学後も推薦にふさわしい能力を発揮できる者であることを認め、責任をもって推薦いたします。

フリガナ											生年月日（西暦）
氏名											年 月 日 生
推 薦 理 由	精神保健福祉についての業績、人物、技能等についての推薦理由を <u>具体的に</u> 記入してください。										

※ 推薦理由は「実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）」の代表者が自筆で作成してください。

※ 証明権限を有する代表者の職印を押印し、訂正の際も同一の印を使用してください。

※ 推薦選考で合格した場合、理由のいかんにかかわらず辞退することができません。

相談援助の実務経験申告書

<申告者(受験申込者)本人が記入する欄>

		(証明書作成日)西暦						年			月			日
日本社会事業大学通信教育科長 殿														
		フリガナ												
		申告者氏名												
私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士養成課程の入学・実習免除の資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるため、所属長等の証明を添えて申告いたします。														
雇用形態 該当する方に○を記入		1. 常勤職員							2. 非常勤職員 労働時間が当該施設の常勤者の概ね4分の3以上の者に限る					
業務内容 該当する事項の番号に○を記入 複数選択可		1 精神障害者の相談 2 精神障害者に対する助言、指導 3 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 4 精神障害者に対するその他の援助（その他） 5 援助を行うための関係者との連絡、調整等 裏面の「指定施設における相談援助の業務の範囲」を参照し、年間を通じた勤務時間の概ね5割以上を従事している場合に、1～5の該当項目を選択すること												
活動事例 主なもの1～2例		上記の業務内容で選択した相談援助業務について、主な活動事例を記入してください。												
・対象者の概要（年齢： 歳、 疾患名） ・活動内容														
※ 当欄に書ききれない場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙(A4サイズ、様式自由)を添付すること。														

<証明権限を有する代表者が記入する欄> ※ 実務経験証明書に記入した代表者と同一であること

申告者本人が記入した内容について間違いのないことを証明します。また、次の内容について、確認しました。		
法人の名称		
代表者 (実務経験証明書の代表者)	役職	氏名
確認事項	「実務経験証明書」及び「相談援助の実務経験申告書」の証明にあたり、下記の(1)～(4)の基準等を満たすことを確認しました（確認欄に☑ ⇒）	確認欄
(1) 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。		
(2) 申告者は、指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号 1～4)に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。 (相談援助業務とは、裏面の「相談援助の業務」を参照)		
(3) 申告者の精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間(「実務経験証明書」の従業期間)は、指定施設における業務の範囲等について(平成23年8月5日障発0805第4号 1～4)に掲げる職種の例と同等以上の相談援助業務を行っている相談員として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者の概ね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算したものであること。		
(4) 申告者の活動事例(主なもの1～2例)は、事実に基づく内容であること。		

※ この申告書は、指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号 1～4）における実務経験申告書に基づく様式です。

※ この申告に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士養成課程の入学要件を得るために必要な基準等を満たさない場合は、入学を認められません。

相談援助の業務

【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について(平成14年5月20日 障精第0520001号)別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の1～5に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

1 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

2 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

3 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

4 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

5 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、施設・職種コード(34～41ページ)に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦 年 月 日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せて証明してもらうてください。

法人の名称											職 印
所在地	〒				－						
電話番号	－										
代表者	役職					氏名					
証明書作成者	所属・役職等					氏名					

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ											生年月日（西暦）			
氏名											年	月	日	生
施設・事業所・機関の名称														
施設(事業)等種類											施設コード			
職種											職種コード			
雇用形態 該当する方に○を記入	1. 常勤職員													
	2. 非常勤職員 (1)・(2)の時間数も必ずご記入ください。 ↳ (1) 本人（非常勤雇用時）の1週間の就労時間 () 時間 (2) 常勤職員の1週間の就労時間 () 時間 ※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。													
従業期間	西暦					年			月			日から		
	西暦					年			月			日まで		
	必要な従業期間を既に満たしている者は、至の日付は記入日をそのまま記入してください。 受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。													

- 本様式は、裏面の「相談援助の業務」「業務従事期間の計算方法」に合致することを確認した上で作成してください。
- 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。
必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、出願資格を満たさなかったものとして、入学取消となります。
- 複数施設で従事した実務経験を申告する場合は、施設ごとに必ず証明権限を有する代表者による証明が必要となります。
- 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
- 実務経験証明書は、指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号）における実務経験申告書に基づく様式です。
- この証明書に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び本科精神保健福祉士短期養成課程の入学要件を満たさない場合は入学を認められません。

相談援助の業務

【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について(平成14年5月20日 障精第0520001号)別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の1～5に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

1 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

2 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

3 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

4 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身が行うことに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

5 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、施設・職種コード(34～41ページ)に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

【区分 A ～ C】

2021年4月入学者から適用の基礎科目

受験番号

※ 本科使用欄

基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナ			生年月日（西暦）
氏名			年　　月　　日 生
学部・学科・ コース			
入学年月(西暦)	年　　月	卒業(見込)年月(西暦)	年　　月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及 び 番 号 等
1	医学概論	履修		
2	心理学と心理的支援	履修		
3	社会学と社会システム	履修		
4	社会福祉の原理と政策	履修		
5	地域福祉と包括的支援体制	履修		
6	社会保障	履修		
7	障害者福祉	履修		
8	権利擁護を支える法制度	履修		
9	刑事司法と福祉	履修		
10	社会福祉調査の基礎	履修		
11	ソーシャルワークの基盤と専門職	履修		
12	ソーシャルワーク演習	履修		

(注) 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである

(いずれか該当する方にチェック☑してください)

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【区分 A ～ C】

受験番号

※ 本科使用欄

2012年4月から2021年3月までの入学者に適用の基礎科目

基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】改正前の精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)

フリガナ			生年月日（西暦）
氏名			年　　月　　日　生
学部・学科・コース			
入学年月(西暦)	年　　月	卒業(見込)年月(西暦)	年　　月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及 び 番 号 等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修		
3	地域福祉の理論と方法	履修		
4	社会保障	履修		
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6	福祉行財政と福祉計画	履修		
7	保健医療サービス	履修		
8	権利擁護と成年後見制度	履修		
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
10	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	履修		
11	精神保健福祉援助演習(基礎)	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。

2 上記基礎科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を ☐ 修めて卒業した ☐ 修めて卒業する見込みである ことを証明します。

(いずれか該当する方にチェック☑してください)

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【区分 A ～ C】

受験番号

※ 本科使用欄

2009年4月から2012年3月までの入学者から適用の基礎科目

基礎科目履修証明書

【基礎科目】精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成20年厚生労働省告示第308号)

フリガナ		生年月日(西暦)
氏名		
学部・学科・コース		年 月 日 生
入学年月(西暦)	年 月	卒業(見込)年月(西暦) 年 月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及 び 番 号 等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	社会保障	履修		
3	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
4	福祉行財政と福祉計画	履修		
5	保健医療サービス	履修		
6	権利擁護と成年後見制度	履修		
7	精神保健福祉援助技術総論	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。

2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、**上記基礎科目を修めて卒業した**ことを証明します。

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【区分 A ～ C】

受験番号

※ 本科使用欄

2009年3月までの入学者から適用の基礎科目

基礎科目履修証明書

【基礎科目】精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成10年厚生省告示第9号)

フリガナ		生年月日 (西暦)
氏名		
学部・学科・コース		年 月 日 生
入学年月(西暦)	年 月	卒業(見込)年月(西暦) 年 月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	読替認定年月日 及 び 番 号 等
1	精神保健福祉援助技術総論	履修		
2	社会福祉原論	履修		
3	社会保障論	履修		
	公的扶助論	履修		
	地域福祉論	履修		
4	心理学	履修		
	社会学	履修		
	法学	履修		
5	医学一般	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
- 2 上記基礎科目の「3」「4」については、いずれか1科目を履修すればよい。
「1」～「5」それぞれ1科目、最低5科目の履修が条件。

上記の者は、当大学等において、**上記基礎科目を修めて卒業した**ことを証明します。

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【対象者のみ 区分 A, D】

実習生個人票 (両面)

学籍番号	※ 本科使用欄
受験番号	※ 本科使用欄

(作成日)西暦					年			月			日
---------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

※ 訂正時は二重線を引き訂正印を押印する。

フリガナ											男 女	<div>写真を貼る位置</div> <div>1. 縦 36～40mm 横 24～30mm 2. 3ヶ月以内に撮影 3. 本人半身胸から上 4. 裏面のりづけ 5. 裏面に氏名記入</div>			
氏名															
生年月日	西暦	年		月		日		生		日					
(満 歳)															
現住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>														
自宅 ()															
携帯 ()															
最寄り駅 線 駅															
現住所以外で 実習を 希望する場合 の住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>														
電話 ()															
携帯 ()															
最寄り駅 線 駅															
現在の 勤務先	名							職							
	所 在 地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						電話 ()							
最終学歴									西暦	年	月	入学			
									西暦	年	月	卒業 修了			
主な職歴	名							職				西暦	年	月	入職
	名							職				西暦	年	月	退職
	称							職				西暦	年	月	入職
	称							職				西暦	年	月	退職
実習で 学びたいこと	1.医療機関 2.地域事業所														
免許・資格									趣味・特技						
実習実施上 必要な配慮	※ 障がいや病気・アレルギー等による配慮事項のみ。仕事等の自己都合不可。														

實習生個人票 (兩面)

学籍番号	※ 本科使用欄	
医療機関	90 h 以上	
地域	120 h 以上	60h以上

(作成日)西暦					年			月			日
---------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

フリガナ	
氏名	

1. 精神保健福祉士資格取得を希望する動機、及び現在精神保健福祉領域で関心を持っていること

[illegible]

- ## 2. 長所と短所を含めた自己アピール

- ### 3. 精神保健福祉士取得後のキャリア構想

※ 実習以外の目的で使用いたしません。

※ 指導の一環として、再提出していただく場合があります。

【対象者のみ 区分 A, D】

実習配属調査票

学籍番号	※ 本科使用欄
受験番号	※ 本科使用欄

(作成日)西暦					年			月			日
---------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

※ 訂正時は二重線を引き訂正印を押印する。

※ 実習以外の目的で使用いたしません。

フリガナ			男 ・ 女	生年月日	西暦		年	月	日
氏名									
現住所	〒				－				
	自宅 ()								
	携帯 ()								
	メールアドレス (確実に受信・閲覧できるメールアドレスを記載すること) @								
	最寄り駅	線	駅	バス・自転車・徒歩	分				
他の利用可能駅	線	駅	バス・自転車・徒歩	分					
現住所以外で 実習を 希望する場合 の住所 例:実習だけは 実家の近くを 希望する 等	〒				－				
	電話 ()								
	携帯 ()								
	最寄り駅	線	駅	バス・自転車・徒歩	分				
	他の利用可能駅	線	駅	バス・自転車・徒歩	分				
現在の 勤務先	名 称				職 種				
	所 在 地	〒			－				
	電話 ()								
	勤務先への電話連絡 (可・不可) 可能な曜日・時間 月・火・水・木・金・土 (時～ 時)								
【ソーシャルワーク実習について配慮を要する事情があれば記入すること】									
心身状態に関する特別な事情(障害等も含む)									
実習を行うことが不可能な時期とその理由 (不可能な時期が多い場合等、必ずしも希望通りにはありませんが、理由を記入してください)									
実習配属先について、下記のうちいずれかに○を記入すること									
1. 実習先について、 A. 自宅より通える範囲が望ましい B. 自宅より遠方でも構わない C. どちらでも構わない									
2. 宿泊施設やビジネスホテル等に宿泊し実習先に通うことが可能である a. 可能である b. 宿泊費が安ければ可能である c. 不可能(その理由:) (c. 不可能の場合でも、実習先の都合により宿泊が伴う可能性があります。)									
その他(自由記述)									

郵便局窓口
に出して
ください。

〒 204-8555

東京都 清瀬市 竹丘 三丁目1番30号

日本社会事業大学通信教育科
精神保健福祉士養成課程 御中

簡
易
書
留

出
願
書
類
在
中

選考方法 (該当の番号に ○を記入する)	1	Web出願 推薦選考	3	手書き書類のみによる出願 推薦選考
	2	Web出願 一般選考	4	手書き書類のみによる出願 一般選考
出願課程	精神保健福祉士短期養成課程			
ふりがな				
氏名				
住所	〒 -			

封入する前に、次の書類を必ず確認してください。

精神保健福祉士養成課程 出願書類チェックリスト				
書類	推薦選考	一般選考	本人 チェック	本科 使用欄
入学申込書	○	○		
志望動機書	○	○		
小論文	-	○		
推薦書	○	-		
相談援助の実務経験申告書	○	△		
実務経験証明書	○	△		
基礎科目履修(見込)証明書	△	△		
実習生個人票	-	△		
実習配属調査票	-	△		
出身大学・短期大学の卒業証明書※	△	△		
入学選考料免除用の卒業(修了)証明書※	△	△		
社会福祉士登録証の写し	△	△		
社会福祉士の「相談援助実習」 または「ソーシャルワーク実習」を 履修している証明書	-	△		
戸籍抄本	△	△		

○は必須、△は該当者のみ、-は不要 ※本学の卒業生は1通の提出で入学選考料が免除となります。

(注意) 出願書類は、個人別に送付してください。
その際、必ず簡易書留で送付すること。
入学申込締切日の消印のものは有効ですが、
その後の消印のものは受け付けいたしません。

簡易書留引受番号

【封筒貼付用シート】

学習・授業等に関する Q&A

Q. どのような方が受講しているのですか。

A. 20歳代から60歳代の様々な職種に就いている方、あるいはご経験をもっている方が入学しています。北海道から沖縄まで全国各地にお住いの方が入学しています。

Q. 学費に関する補助制度はありますか。

A. 20ページ『経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン』をご覧ください。

Q. 「実習施設一覧」以外の自分の知っている施設で実習を受けることができますか。

A. 本課程の指定実習施設以外の施設では、実習できません。また自分で実習施設や施設種別を選択することはできません。実習施設や種別については、受講生の居住地を考慮した上で、2027年度実習受け入れについて承諾された施設と、本課程との協議により決定いたします。ただし、実習が必要な方の地域に実習施設がない場合は、新たに本課程が実習施設を開拓する場合があります。
首都圏(一都三県)以外の方は事前に説明会やお電話等でお問い合わせください。

Q. 仕事の都合上、まとめて休みをとることが難しいのですが、週末や、週2～3日程度等、自分の都合で実習日を設定することはできますか。

A. 実習日程については、実習先との協議により日程を確定しています。また、入学以前に、土日を除く31日間以上の実習日の確保について、ご自分の職場に交渉しておくなど、実習に向けての環境を整備しておく必要があります。また、実習中の出勤は原則禁止としております。

Q. 実務経験の範囲は？

A. 実務経験は、福祉に関する相談援助業務としてのその業務の範囲は、法令に規定されています。詳しくは、34～41ページの『指定施設における相談援助業務の範囲』をご覧ください。

Q. 情報保障について

A. 情報保障は、原則、本課程の予算内での一部助成となりますので手話通訳者の賃金等の実費をご負担いただくことがあります。また、スクーリングの科目のみ助成対象で、国家試験対策講座や学習会は対象外となります。なお、スクーリング科目とは、履修学生が全て受講しなければ修了認定されない必修科目を指します。

Q. 動画配信による授業はありますか。

A. 本学通信教育科では、原則、動画配信による授業はありません。授業は、教科書による学習をもとにしたレポート添削指導およびスクーリングにより行われます。教科書を理解した上で問いに対して自分の言葉で答えること、そして受講生同士がグループワークを通じて学び合うことは、受講生が主体的に学ぶ姿勢を身に着けることにも繋がります。これらの授業で培われる「自ら学ぶ力」は、国家試験の受験勉強を進めていく力にもなります。

その他の Q&A についてはホームページご紹介しています。

https://www.jcsw.ac.jp/admissions/faq_tsushin2/ (右の二次元バーコードから閲覧可)



ご不明点がございましたら日本社会事業大学通信教育科へお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込み

日本社会事業大学通信教育科
精神保健福祉士養成課程



🔍 日本社会事業大学 通信 ×

<https://tsushin.jcsw.ac.jp/>

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30
TEL 042-496-3200 FAX 042-496-3210